

平成20年度

農林水産施策のご利用ガイド  
— 林業編 —

平成20年12月

農林水産省

# 索引

対象者	事業内容	事業No.
森林所有者 (個人、法人)	教育ファームの取組に対する支援	14
	農林漁業セーフティネット資金	55
	水源林の整備を行う事業	80
	支援交付金	94
	公庫資金の借換のための低利融資	95
	間伐を行うための超低利融資	96
	森林を取得するための低利融資	97
	林業機械・設備を取得するための低利融資	98
	原油高騰に対応した運転資金への利子補給	99
	経営改善等のための無利子融資	100
	運転資金が必要な方への低利融資	101
	未利用間伐材活用実践事業	105
	がんばれ！地域林業サポート事業	110
	革新的取組事業	112
	山村再生プラン	113
	森林国営保険	114
	花粉発生源対策協力金事業	117
	高齢級森林整備促進特別対策事業	121
	森林環境保全整備事業・森林住居環境整備事業	122
	美しい森林づくり基盤整備交付金	123
森林組合・生産森林組合等	農林水産物等輸出促進対策	1
	教育ファームの取組に対する支援	14
	バイオディーゼル燃料の導入促進	62
	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	64
	共生・対流等推進交付金	66
	生産基盤及び施設の整備	70
	生活環境施設の整備	71
	地域間交流拠点の整備	72
	地域資源の有効利用等のための施設整備等	73
	農山漁村活性化対策推進交付金	74
	水源林の整備を行う事業	80
	支援交付金	94
	公庫資金の借換のための低利融資	95
	間伐を行うための超低利融資	96
	森林を取得するための低利融資	97
	林業機械・設備を取得するための低利融資	98
	経営改善等のための無利子融資	100
	運転資金が必要な方への低利融資	101
	木材利用及び木材産業体制の整備推進	104
	未利用間伐材活用実践事業	105

※対象者については、事業ごとにさらに具体的な条件が課せられている場合がありますので、詳細については各事業の担当者にお問い合わせください。

対象者	事業内容	事業No.
	木質ペレットボイラー等改良事業	106
	緑の雇用	107
	施業集約化事業	108
	がんばれ！地域林業サポート事業	110
	望ましい林業構造の確立	111
	革新的取組事業	112
	山村再生プラン	113
	森林国営保険	114
	花粉発生源対策協力金事業	117
	未整備森林緊急公的整備導入モデル事業	119
	間伐材の用途開拓	120
	高齢級森林整備促進特別対策事業	121
	森林環境保全整備事業・森林住居環境整備事業	122
	美しい森林づくり基盤整備交付金	123
林業を営む者 (個人、法人)	教育ファームの取組に対する支援	14
	農林漁業セーフティネット資金	55
	水源林の整備を行う事業	80
	支援交付金	94
	公庫資金の借換のための低利融資	95
	間伐を行うための超低利融資	96
	森林を取得するための低利融資	97
	林業機械・設備を取得するための低利融資	98
	原油高騰に対応した運転資金への利子補給	99
	経営改善等のための無利子融資	100
	運転資金が必要な方への低利融資	101
	木材利用及び木材産業体制の整備推進	104
	未利用間伐材活用実践事業	105
	緑の雇用	107
	施業集約化事業	108
	林業就業促進資金	109
	がんばれ！地域林業サポート事業	110
	望ましい林業構造の確立	111
	革新的取組事業	112
	山村再生プラン	113
	花粉発生源対策協力金事業	117
	高齢級森林整備促進特別対策事業	121
	森林環境保全整備事業・森林住居環境整備事業	122
	美しい森林づくり基盤整備交付金	123
林業を営む者に雇用され林業に従事する者	教育ファームの取組に対する支援	14
	経営改善等のための無利子融資	100
	がんばれ！地域林業サポート事業	110
	望ましい林業構造の確立	111

※対象者については、事業ごとにさらに具体的な条件が課せられている場合がありますので、詳細については各事業の担当者にお問い合わせください。

対象者	事業内容	事業No.
	山村再生プラン	113
林業を営む者が組織する団体	教育ファームの取組に対する支援	14
	農林漁業セーフティネット資金	55
	バイオディーゼル燃料の導入促進	62
	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	64
	共生・対流等推進交付金	66
	支援交付金	94
	間伐を行うための超低利融資	96
	森林を取得するための低利融資	97
	林業機械・設備を取得するための低利融資	98
	原油高騰に対応した運転資金への利子補給	99
	経営改善等のための無利子融資	100
	運転資金が必要な方への低利融資	101
	木材利用及び木材産業体制の整備推進	104
	未利用間伐材活用実践事業	105
	緑の雇用	107
	施業集約化事業	108
	がんばれ！地域林業サポート事業	110
	望ましい林業構造の確立	111
	革新的取組事業	112
	山村再生プラン	113
	後継者確保活動支援事業	115
	森林整備推進活動支援事業	116
	未整備森林緊急公的整備導入モデル事業	119
間伐材の用途開拓	120	
森林環境保全整備事業・森林住居環境整備事業	122	
美しい森林づくり基盤整備交付金	123	
新たに林業に参入、就業又は就職しようとする者	教育ファームの取組に対する支援	14
	農林漁業セーフティネット資金	55
	間伐を行うための超低利融資	96
	森林を取得するための低利融資	97
	林業機械・設備を取得するための低利融資	98
	経営改善等のための無利子融資	100
	運転資金が必要な方への低利融資	101
	林業就業促進資金	109
	がんばれ！地域林業サポート事業	110
	山村再生プラン	113
木材関連事業者等(個人、法人) 〈例〉製材業者、合板製造業者等	教育ファームの取組に対する支援	14
	バイオディーゼル燃料の導入促進	62
	共生・対流等推進交付金	66
	支援交付金	94
	経営改善等のための無利子融資	100

※対象者については、事業ごとにさらに具体的な条件が課せられている場合がありますので、詳細については各事業の担当者にお問い合わせください。

対象者	事業内容	事業No.
	・運転資金が必要な方への低利融資	101
	・木材関連業者への利子助成	102
	・木材産業リース事業	103
	・木材利用及び木材産業体制の整備推進	104
	・未利用間伐材活用実践事業	105
	・がんばれ！地域林業サポート事業	110
	・望ましい林業構造の確立	111
	・革新的取組事業	112
	・山村再生プラン	113
	・森林国営保険	114
	・未整備森林緊急公的整備導入モデル事業	119
	・高齢級森林整備促進特別対策事業	121
木材関連事業者等の組織する 団体 〈例〉製材業者、合板製造業者等 の組織する事業協同組合等	・教育ファームの取組に対する支援	14
	・農村コミュニティ再生・活性化支援事業	64
	・共生・対流等推進交付金	66
	・支援交付金	94
	・経営改善等のための無利子融資	100
	・運転資金が必要な方への低利融資	101
	・木材関連業者への利子助成	102
	・木材利用及び木材産業体制の整備推進	104
	・未利用間伐材活用実践事業	105
	・がんばれ！地域林業サポート事業	110
	・望ましい林業構造の確立	111
	・革新的取組事業	112
	・山村再生プラン	113
	・未整備森林緊急公的整備導入モデル事業	119
	・間伐材の用途開拓	120
	・高齢級森林整備促進特別対策事業	121
都道府県	・地域バイオマス利活用交付金	61
	・生産基盤及び施設の整備	70
	・生活環境施設の整備	71
	・地域間交流拠点の整備	72
	・地域資源の有効利用等のための施設整備等	73
	・農山漁村活性化対策推進交付金	74
	・個性的で魅力ある村づくり	88
	・間伐を行うための超低利融資	96
	・森林を取得するための低利融資	97
	・木材利用及び木材産業体制の整備推進	104
	・未利用間伐材活用実践事業	105
	・木質ペレットボイラー等改良事業	106
	・未整備森林緊急公的整備導入モデル事業	119
	・森林環境保全整備事業・森林住居環境整備事業	122

※対象者については、事業ごとにさらに具体的な条件が課せられている場合がありますので、詳細については各事業の担当者にお問い合わせください。

対象者	事業内容	事業No.
	美しい森林づくり基盤整備交付金	123
	安全・安心の確保に向けた治山対策の推進	124
	豊かな漁場を育む河川上流や漁場背後の森づくり	156
市町村	地域バイオマス利活用交付金	61
	生産基盤及び施設の整備	70
	生活環境施設の整備	71
	地域間交流拠点の整備	72
	地域資源の有効利用等のための施設整備等	73
	農山漁村活性化対策推進交付金	74
	個性的で魅力ある村づくり	88
	間伐を行うための超低利融資	96
	森林を取得するための低利融資	97
	木材利用及び木材産業体制の整備推進	104
	未利用間伐材活用実践事業	105
	山村再生プラン	113
	未整備森林緊急公的整備導入モデル事業	119
	森林環境保全整備事業・森林住居環境整備事業	122
	美しい森林づくり基盤整備交付金	123
その他一般の事業者(法人、個人)、NPO等の団体	教育ファームの取組に対する支援	14
	バイオディーゼル燃料の導入促進	62
	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	64
	共生・対流等推進交付金	66
	生産基盤及び施設の整備	70
	生活環境施設の整備	71
	地域資源の有効利用等のための施設整備等	73
	農山漁村活性化対策推進交付金	74
	水源林の整備を行う事業	80
	支援交付金	94
	経営改善等のための無利子融資	100
	木材産業リース事業	103
	木材利用及び木材産業体制の整備推進	104
	未利用間伐材活用実践事業	105
	木質ペレットボイラー等改良事業	106
	がんばれ！地域林業サポート事業	110
	望ましい林業構造の確立	111
	革新的取組事業	112
	山村再生プラン	113
	森林ボランティア活動支援事業	118
	間伐材の用途開拓	120
	高齢級森林整備促進特別対策事業	121
	森林環境保全整備事業・森林住居環境整備事業	122
	美しい森林づくり基盤整備交付金	123

※対象者については、事業ごとにさらに具体的な条件が課せられている場合がありますので、詳細については各事業の担当者にお問い合わせください。

対象者	事業内容	事業No.
特認団体	農林水産物等輸出促進対策	1
地域の食品産業が中核となり、 農林水産業、関連産業、大学・ 試験研究機関等との連携により 設立された団体(食料産業クラス ター協議会)	国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大等の取組を支援	8
土地改良区	個性的で魅力ある村づくり	88
森林施業計画の認定を受けた者	水源林の整備を行う事業	80
	森林環境保全整備事業・森林住居環境整備事業	122
森林施業計画の認定を受けた 者、市町村の策定する促進計画 における事業主体	美しい森林づくり基盤整備交付金	123
農業協同組合	個性的で魅力ある村づくり	88
	支援交付金	94
農業法人	個性的で魅力ある村づくり	88
	支援交付金	94
公益法人	農林水産物等輸出促進対策	1

※対象者については、事業ごとにさらに具体的な条件が課せられている場合がありますので、詳細については各事業の担当者にお問い合わせください。

主な対象者別目的別事業表

	森林又は立木を取得する	森林の整備を行う	造林未済地を解消する	施業集約化の活動の支援	機械・設備を買う・借りる	経営資金を借りる	保険に加入する	新たに林業に就業する	後継者確保のための活動の支援	研修を行う	森林ボランティアを行う	新技術・新商品の開発を行う	バイオマスの活用を推進する	花粉症対策のための伐採を行う	山村地域における生活環境整備	農山漁村コミュニティの再生・活性化の活動を行う	食育の取組を行う	農林水産物を輸出する
森林所有者	97,100	80,94, 95,96, 100,101, 105,121, 122,123		94	95,96, 98,100, 101,105, 110	55,95, 99,101	114					100,112, 113	105	117		113	14	
森林組合等	97,100	80,94, 95,96, 100,101, 105,119, 121,122, 123	70,73, 74	94,108	70,71, 72,73, 95,96, 98,100, 101,104, 105,106, 110,111	95,101	114	70,71		107,108		100,106, 112,113, 120	105,106	117		64,113	14	1
林業を営む者 (個人、法人)	97,100	94,95, 96,100, 101,105, 121,122, 123		94,108	95,96, 98,100, 101,104, 105,110, 111	55,95, 99,101				107,108		100,112, 113	105	117		113	14	
林業を営む者に雇用され 林業に従事する者		100			100,110, 111							100,113				113	14	
林業を営む者が組織する 団体	97,100	94,96, 100,101, 105,116, 119,122, 123		94,108	96,98, 100,101, 104,105, 110,111	55,99, 101			115	107,108		100,112, 113,120	105	117		64,113	14	
新たに林業に参入、就業 又は就職しようとする者	97,100	96,100, 101			96,98, 100,101, 110	55,101		109				100,113				113	14	
都道府県	97	96,119, 105,122, 123,124	70,73, 74		70,71, 72,73, 96,104, 105,110, 111			70,71				106	105,106		88			
市町村	97	96,119, 105,122, 123	70,73, 74		70,71, 72,73, 96,104, 105,110, 111			70,71					105		88	113		

※対象者については、事業ごとにさらに具体的な条件が課せられている場合がありますので、詳細については各事業の担当者にお問い合わせください。

	森林又は立木を取得する	森林の整備を行う	造林未済地を解消する	施業集約化の活動の支援	機械・設備を買う・借りる	経営資金を借りる	保険に加入する	新たに林業に就業する	後継者確保のための活動の支援	研修を行う	森林ボランティアを行う	新技術・新商品の開発を行う	バイオマスの利活用を推進する	花粉症対策のための伐採を行う	山村地域における生活環境整備	農山漁村コミュニティの再生・活性化の活動を行う	食育の取組を行う	農林水産物を輸出する
木材関連業者等(製材業者、合板製造業者等)	100	94,100,101,105,119,121		94	100,101,102,103,104,105,110,111	101						100,112,113	105			64,113	14	
木材関連業者等の組織する団体(製材業者、合板製造業者等の組織する事業協同組合等)		94,100,101,105,119,121		94	100,101,102,104,105,110,111	101						100,112,113,120	105			113	14	
その他一般の事業者、NPO法人等		80,94,100,105,121,122,123	70,73,74	94	70,71,73,100,103,104,105,106,110,111			70,71			118	100,106,112,113,120	105,106			113	14	

※対象者については、事業ごとにさらに具体的な条件が課せられている場合がありますので、詳細については各事業の担当者にお問い合わせください。

## 農林水産物等輸出促進対策

### (1) 事業内容

農林水産物等の輸出を拡大する目標を設定し、輸出に取り組む方々の活動を総合的に支援します。

### (2) 支援の内容

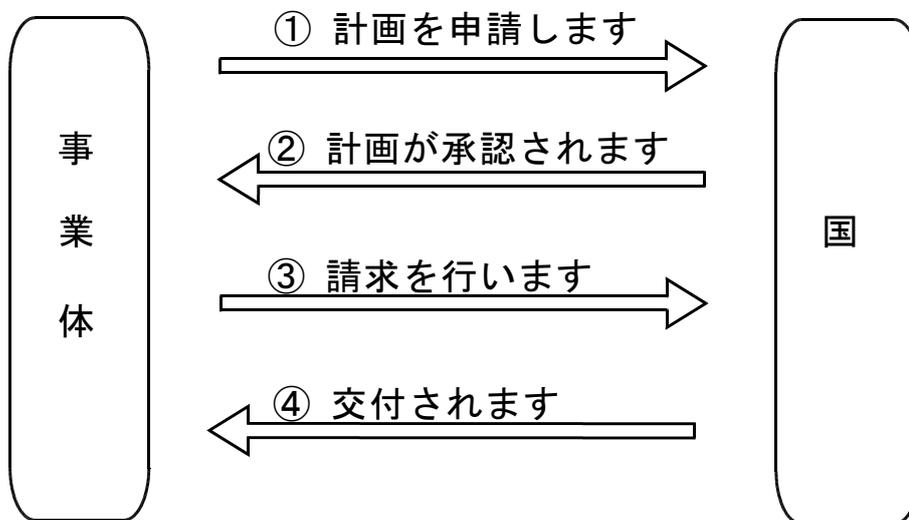
農林水産物等の輸出に関する活動を支援します（事業費の1/2以内）。また、輸出に知見がある者を活用する場合は、500万円まで支援します。

### (3) 条件

農業協同組合（連合会）、森林組合（連合会）、漁業協同組合（連合会）、社団法人又は財団法人、特認団体等の事業体であること。

なお、個人や単独の民間企業は支援対象外です。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省等

農政局生産経営流通部農産課、沖縄総合事務局農林水産部農政課
農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室

# [8]

## 国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大等の取組を支援

(食料産業クラスター展開事業)

### (1) 事業内容

地域の食品産業が中核となり、農林水産業やその他関連産業等と連携する「食料産業クラスター」の形成を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大などの取組を支援します。

### (2) 支援の内容

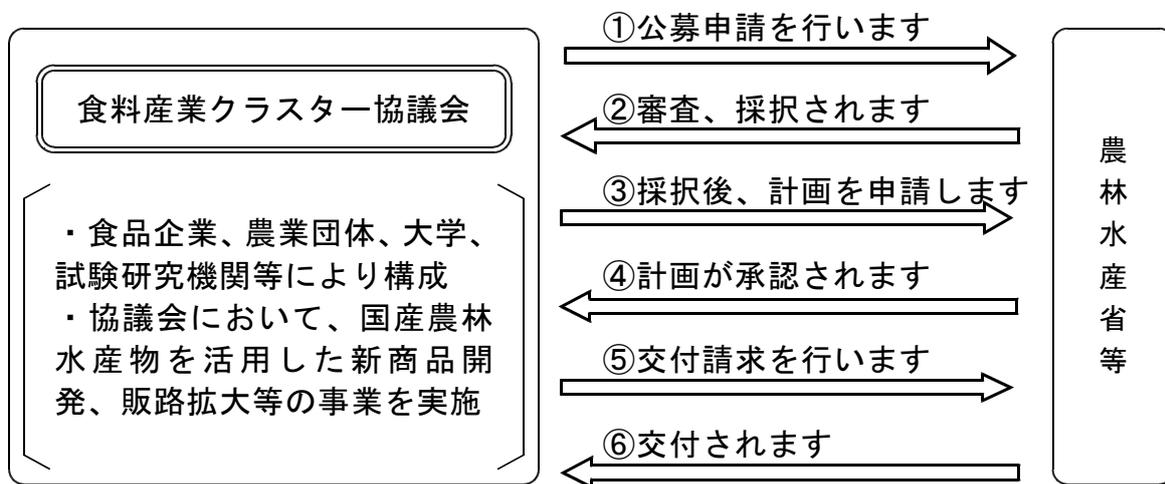
事業費に対して1/2以内の補助を行います。

### (3) 条件

地域の食品産業が中核となり、農林水産業、関連産業、大学・試験研究機関等との連携により設立された団体（食料産業クラスター協議会）であること。

### (4) 手続きの流れ

公募により事業実施主体が決定されます



### (5) お問い合わせ先

農林水産省等

農政局生産経営流通部食品課、沖縄総合事務局農林水産部食料流通課

農林水産省総合食料局食品産業企画課

## 教育ファームの取組に対する支援 (にっぽん食育推進事業)

### (1) 事業内容

作物の生産に関する一連の作業を体験する教育ファームの活動とその効果を検証する取組を支援します。

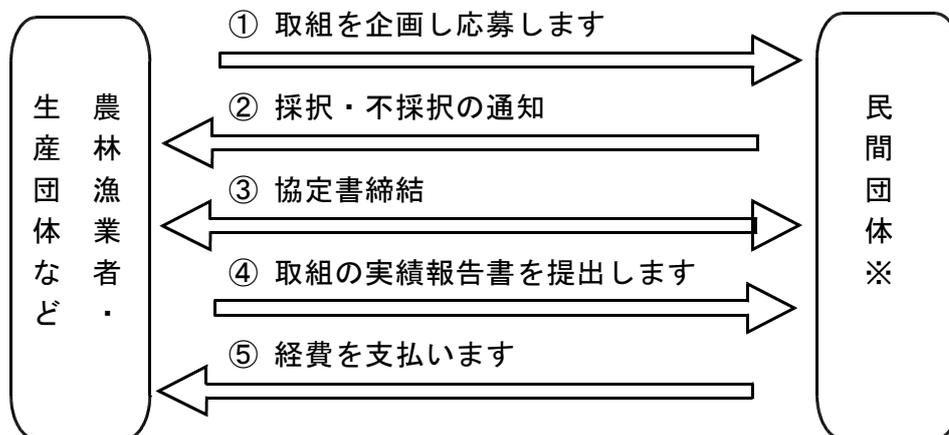
### (2) 支援の内容

農林漁業体験における講師への謝礼・交通費、教育ファーム活動場所の管理費及び消耗品などの経費を助成します。

### (3) 条件

- ①「教育ファーム」の推進を図る関係者で組織する団体や農林漁業者、生産者団体、民間企業などであること（地方公共団体単独、学校単独を除く。）。
- ②活動を確実にを行いそのための責任体制が明確であること。
- ③研修会などへの参加及び民間団体の行う効果の検証に協力できること。

### (4) 手続きの流れ



(※農林水産省で公募する)

### (5) お問い合わせ先

農林水産省  
消費・安全局消費者情報官

## 農林漁業セーフティネット資金

### (1) 事業内容

災害、社会的・経済的環境変化等により、一時的に農林漁業経営を維持安定することが難しくなった方に対し、必要な運転資金を融資します。

### (2) 支援の内容

簿記記帳を行っている方は、年間経営費の3/12に相当する額(300万円が下限)、それ以外の方は300万円の融資が受けられます。

※借入金利：1. 35% (平成20年11月20日現在)

償還期限：10年以内 (うち据置期間3年以内)

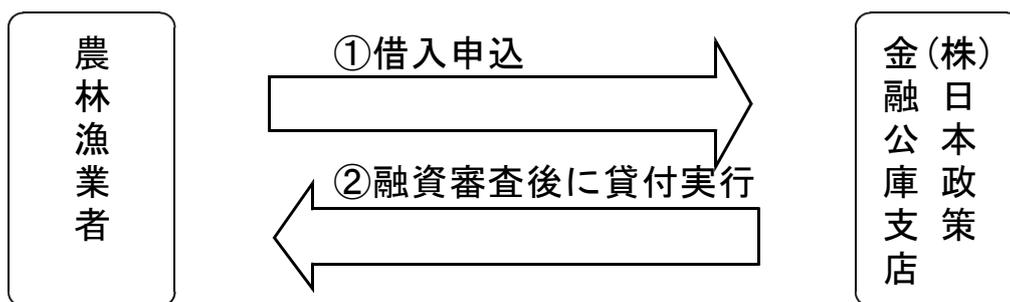
平成20年度から21年度までに認定農業者等(省エネに取り組んでいる者に限る)が借り受ける資金については、金利が最大2%引き下げられます。

### (3) 条件

認定農業者、主業農林漁業者、認定就農者及び集落営農組織等であって、以下の資金用途に利用できます。

- ① 災害を受けた場合
- ② 法令に基づく処分又は行政指導を受けた場合
- ③ 社会的、経済的環境の変化などにより影響を受けた場合

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省等

農政局生産経営流通部経営支援課、沖縄総合事務局農林水産部経営課

農林水産省経営局金融調整課

関係機関

(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫、信用農業協同組合連合会など

## 地域バイオマス利活用交付金

### (1) 事業内容

地域で発生したり排出されるバイオマス資源を利活用するために必要な取組みに対し、交付金により支援します。

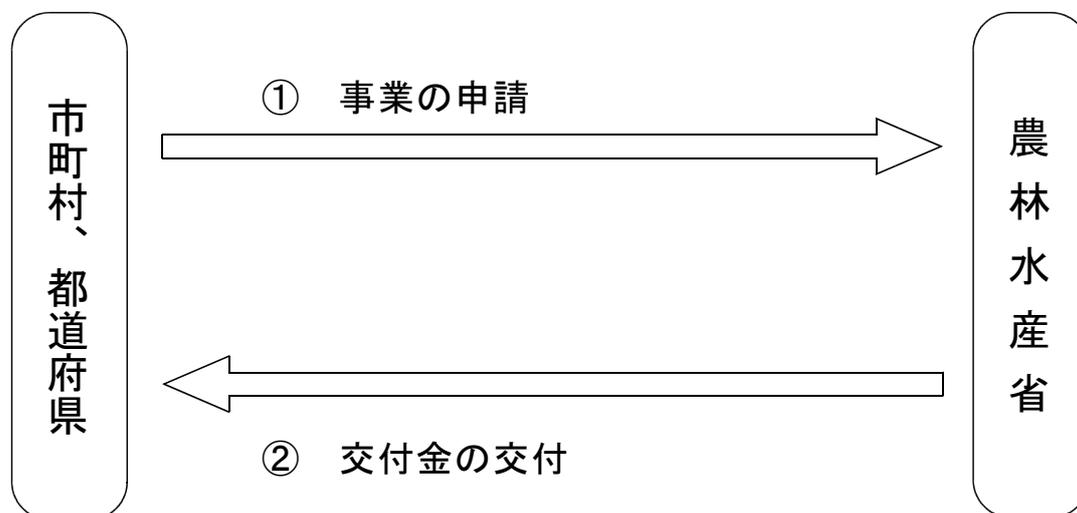
### (2) 支援の内容

- ① バイオマスタウン構想作成等に要する費用の1/2以内。
- ② バイオマスの変換施設等の整備に要する費用の1/2以内。

### (3) 条件

- ① 市町村等において、バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されていること。
- ② バイオマス利活用に関する具体的な数値目標を記載した計画を作成すること。

### (4) 手続の流れ



※市町村もしくは都道府県を経由して申請を行います。

### (5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局企画調整室

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

## バイオディーゼル燃料の導入促進 (バイオ燃料地域利用モデル実証事業)

### (1) 事業内容

バイオディーゼル燃料の導入に向けて地域の関係者が一体となった取組みを支援します。(公募方式)

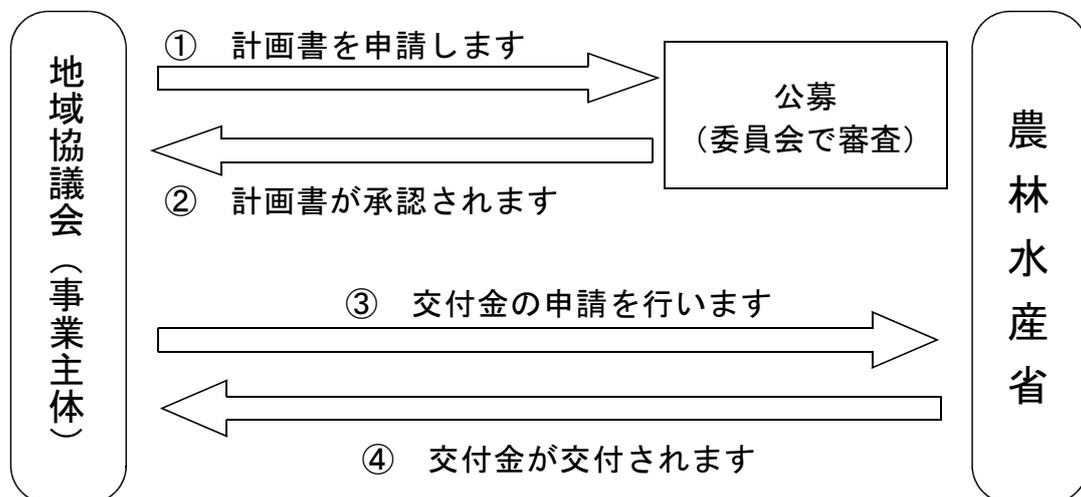
### (2) 支援の内容

- ① バイオディーゼル燃料製造施設等の整備に要する費用の1/2以内
- ② バイオディーゼル燃料の利用促進活動等に要する費用の10/10以内

### (3) 条件

- ① 廃食油等の原料調達からバイオ燃料の製造・販売まで、地域の関係者から構成される地域協議会を設立すること。
- ② 事業を確実に実施する能力を有し、事業内容及び実施方法が妥当であること。

### (4) 手続の流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局企画調整室、整備部地域整備課
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課
農林水産省農村振興局中山間地域振興課

## 農村コミュニティ再生・活性化支援事業

### (1) 事業内容

農村への定住や二地域居住の促進や地域における多様な主体の連携活動及び地域産業との連携活動など、農村コミュニティ再生・活性化に取り組む団体の活動に対して支援を行います。

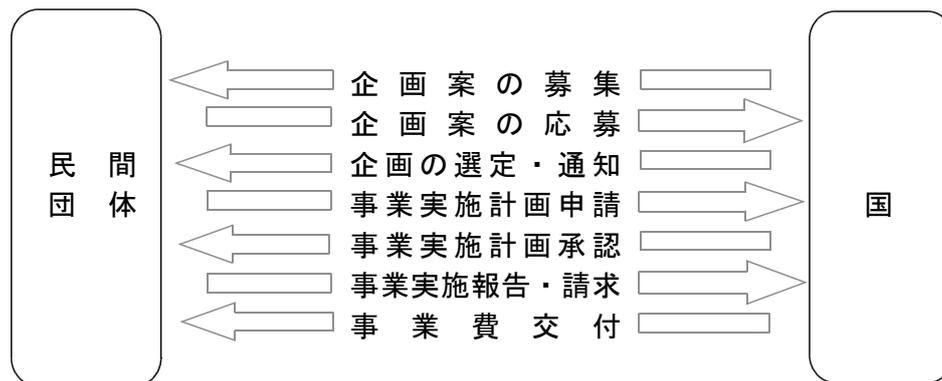
### (2) 支援の内容

農村コミュニティ再生・活性化に取り組むNPO法人、農協、商工会議所、土地改良区、地方公共団体が出資する団体等の活動に対し、経費の1/2以内を補助します（数千万円規模の大きな事業は想定していません。）。

### (3) 条件

- ① 農村コミュニティの活性化に関する基本方針等を定め、これに基づいて実践活動を行っている又は行おうとしている団体であること。
- ② 事業実施計画に基づく事業が、原則として3年以内に完了すること。
- ③ 事業完了後も継続的に農山漁村のコミュニティの再生・活性化に寄与するものであると見込まれる取組等であること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省等

農政局農村計画部農村振興課、沖縄総合事務局農林水産部土地改良課

農林水産省農村振興局都市農村交流課

## 共生・対流等整備交付金

### (1) 事業内容

都市と農山漁村の交流を促進するため、都市住民が農山漁村で農業をするための休息所などを併設した市民農園など、交流施設等の整備を支援します（公募方式）。

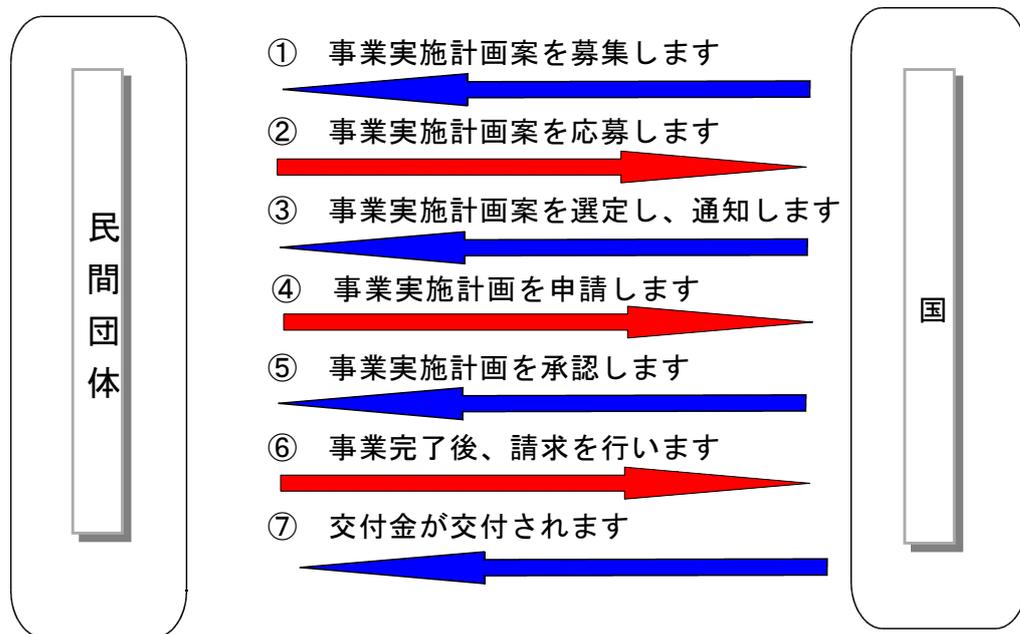
### (2) 支援の内容

施設の整備に直接必要となる経費の1/2以内を国から交付します。

### (3) 条件

- ① 交流人口の増加など、都市と農山漁村の交流や都市農業の振興を推進するための目標が適正に設定されていること。
- ② 都市と農山漁村の交流のための都道府県を越えた連携計画等を作成すること。
- ③ 適正な利用計画や収支計画が定められている施設であること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課

農林水産省農村振興局都市農村交流課

関係機関

都道府県

## 共生・対流等推進交付金

### (1) 事業内容

都道府県を越えた都市と農山漁村の交流や都市農業の振興について、民間団体の取組みを支援します（公募方式）。

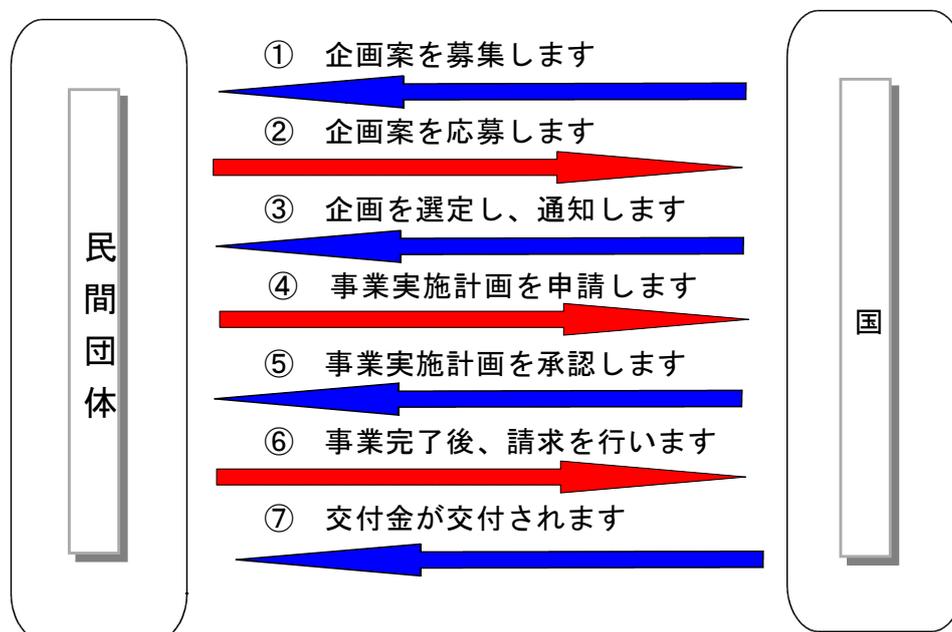
### (2) 支援の内容

都市と農山漁村の交流体験等の活動に対して、1地区当たり5百万円以上8百万円以下の経費を定額で交付します。

### (3) 条件

- ① 交流人口の増加など、都市と農山漁村の交流や都市農業の振興を推進するための成果目標が適正に定められていること。
- ② 都市と農山漁村の交流のための都道府県を越えた連携計画等を作成し、原則として3年以内に完了すること。
- ③ 事業完了後も自立的に継続する取組又は全国への普及が見込まれる取組等であること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課

農林水産省農村振興局都市農村交流課

関係機関

都道府県

## 生産基盤及び施設の整備 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

### (1) 事業内容

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村地域を活性化するため、生産基盤及び施設の整備について地域の創意工夫による取組みを総合的かつ機動的に支援します。

### (2) 支援の内容

①定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための以下の整備

- 基盤整備 ○生産機械施設 ○処理加工・集出荷貯蔵施設
- 新規就業者技術習得管理施設

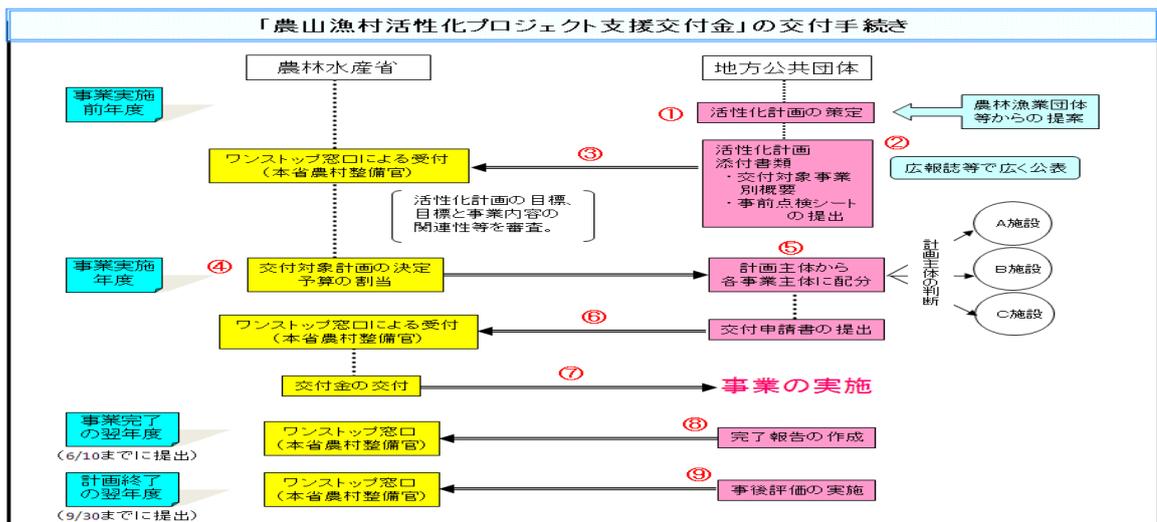
②①の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務

交付率は定額、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3。ただし、沖縄県は8/10、2/3、奄美群島は6/10、六法指定地域等は5.5/10の場合があります。

### (3) 条件

都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定すること。事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等です。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課  
農林水産省農村振興局農村整備官

## 生活環境施設の整備

(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

### (1) 事業内容

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村地域を活性化するため、生活環境施設の整備について地域の創意工夫による取組みを総合的かつ機動的に支援します。

### (2) 支援の内容

#### ①定住等を促進するための以下の生活環境施設の整備

- 情報通信基盤施設
- 簡易給排水施設
- 防災安全施設
- 農山漁村定住促進施設

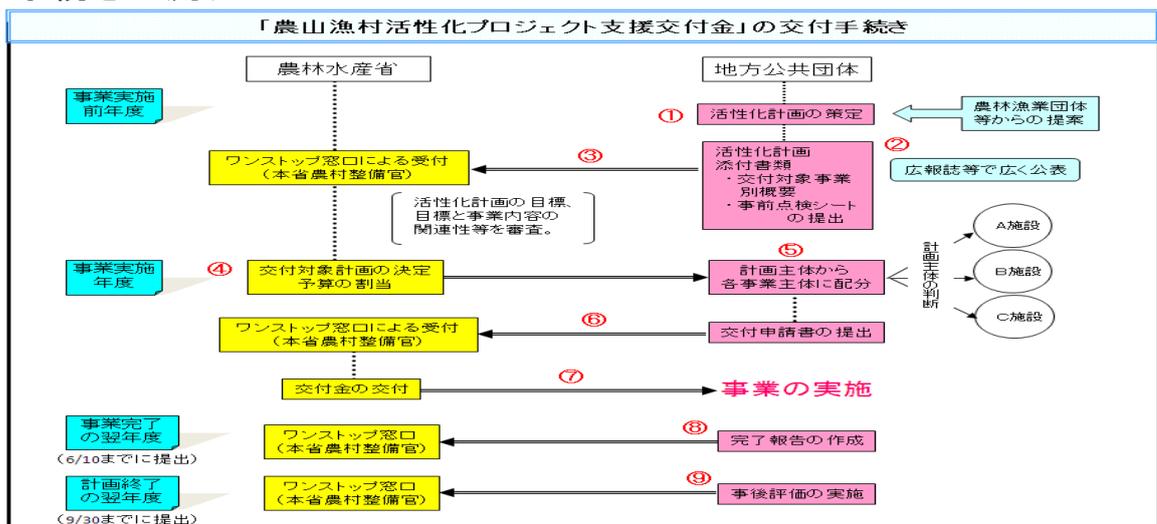
#### ②①の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務

交付率は1/2、5.5/10、1/3。ただし、沖縄県は8/10、2/3、奄美群島は6/10、六法指定地域等は5.5/10の場合があります。

### (3) 条件

都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定すること。事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等です。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課

農林水産省農村振興局農村整備官

## 地域間交流拠点の整備 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

### (1) 事業内容

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村地域を活性化するため、地域間交流拠点の整備について、地域の創意工夫による取組みを総合的かつ機動的に支援します。

### (2) 支援の内容

#### ①地域間交流の拠点となる以下の施設の整備

- 地域資源活用総合交流促進施設
- 農林漁業体験施設
- 自然環境等活用交流学習施設

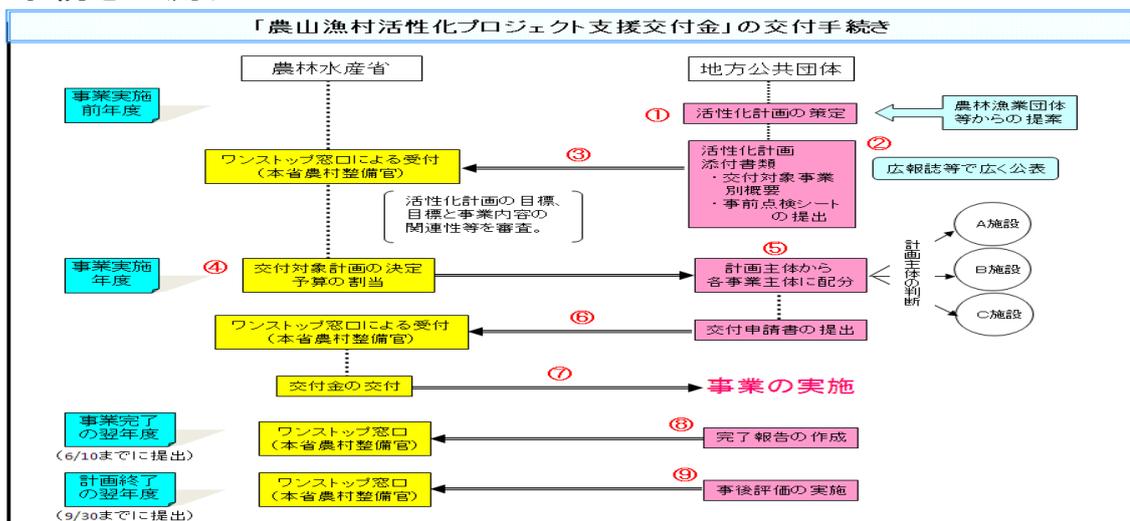
#### ②①の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務

交付率は、1/2、5.5/10、4/10。ただし、沖縄県は2/3、五法指定地域等は5.5/10の場合があります。

### (3) 条件

都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定すること。事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等です。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課  
農林水産省農村振興局農村整備官

## 地域資源の有効利用等のための施設整備等 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

### (1) 事業内容

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村地域を活性化するため、地域資源の有効利用等のための創意工夫による取組みを総合的かつ機動的に支援します。

### (2) 支援の内容

#### ①資源の有効利用の確保などのため以下の施設の整備等

○総合鳥獣被害防止施設 ○地域資源活用起業支援施設 ○地域資源循環活用施設 ○地域住民活動支援促進施設 ○土地利用調整 ○農地等補完保全整備 ○景観・生態系保全整備

#### ②①の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務

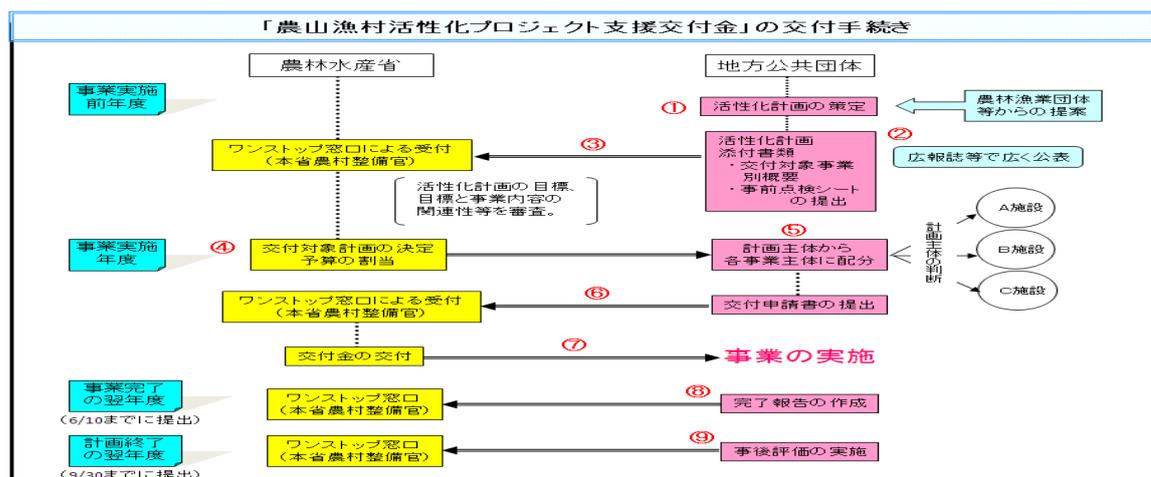
交付率は定額、1/2、5.5/10、4.5/10。ただし、沖縄県は8/10、2/3、奄美群島は6/10、5.2/10、六法指定地域等は5.5/10の場合があります。

### (3) 条件

都道府県又は市町村が単独又は共同で活性化計画を策定すること。

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等です。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課

農林水産省農村振興局農村整備官

## 農山漁村活性化対策推進交付金 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

### (1) 事業内容

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村地域を活性化するため、地域の実情を踏まえた遊休農地の多様な活用に向けた取組みを支援します。

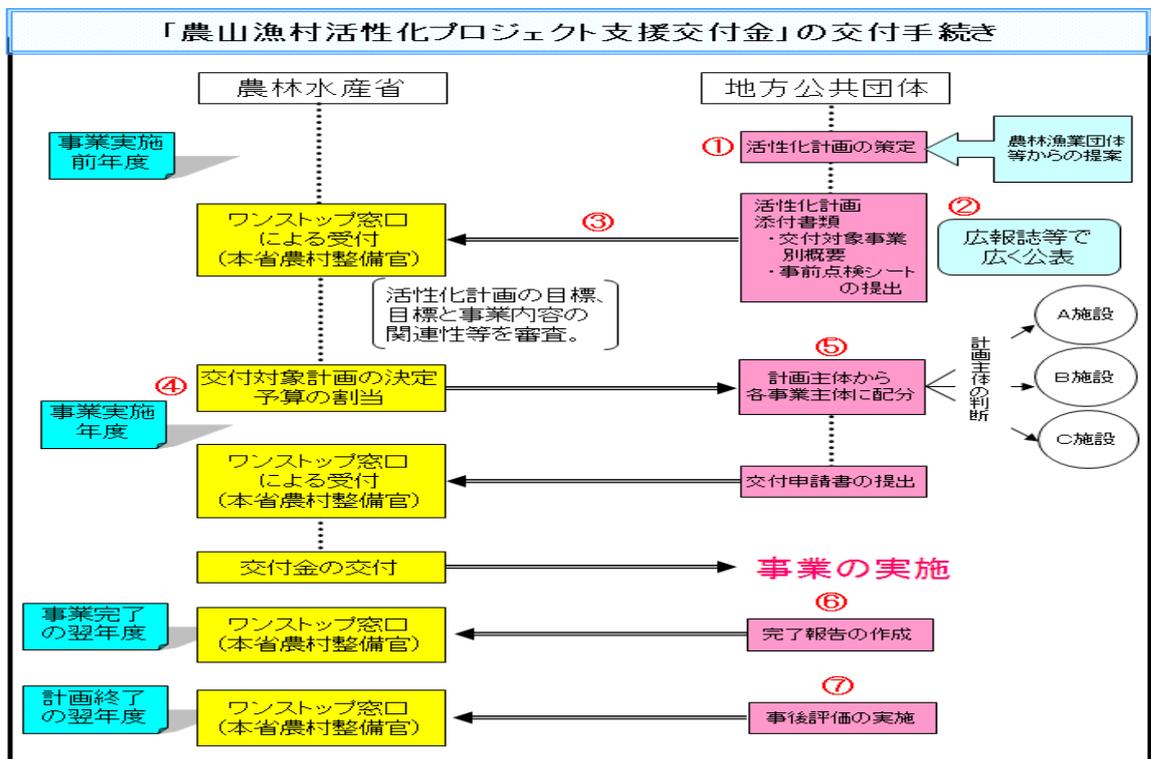
### (2) 支援の内容

遊休農地の解消・再活用に向けた調査・調整活動、実践活動等を支援します。交付率は1/2です。

### (3) 条件

都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定すること。事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、森林組合、NPO法人等です。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課

農林水産省農村振興局農村整備官

## 農業用水の水源地域の整備 (農業用水水源地域保全整備事業)

### (1) 事業内容

京都議定書に定められた森林吸収目標の達成に向け、良質な農業用水の安定的な供給と国土の保全に資するため、農業用水の水源地域における間伐等の森林整備や耕作放棄地への植林を支援します。

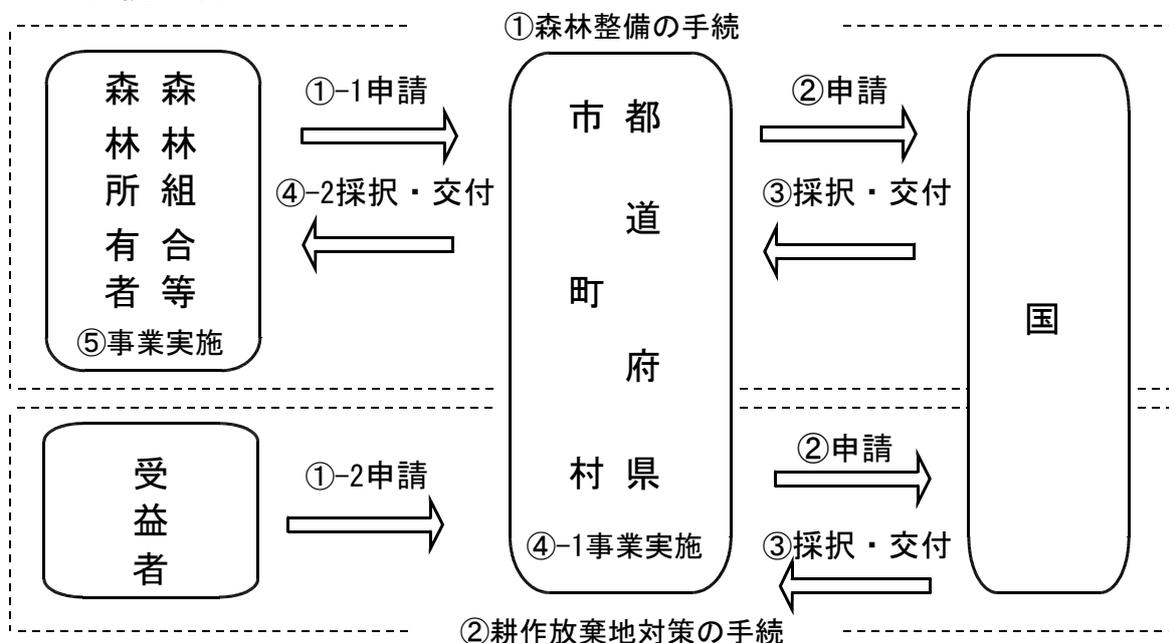
### (2) 支援の内容

- ① 農業用水の水源地域において、植林、下刈り、除・間伐、複層林の造成、作業道の開設、林道の整備などの森林整備を行うための事業費の3/10から5/10を国が補助します。
- ② 水源地域内にある耕作放棄地へ植林を行うための事業費の5.5/10を国が補助します。

### (3) 条件

- ① 森林整備の対象地域は、流況の悪化や土砂流入の増加が見られる水源地域であること。
- ② 耕作放棄地を転用して、森林を造成することについて、都道府県が策定する地域森林計画の対象となること。

### (4) 手続の流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省等

農政局水利整備課、沖縄総合事務局農林水産部土地改良課

農林水産省農村振興局水資源課

関係機関

- ①：都道府県、②：都道府県、市町村

## 個性的で魅力ある村づくり (農村振興総合整備事業・村づくり交付金)

### (1) 事業内容

農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施し、農業生産性の向上と、快適な生活環境や定住条件が確保された個性的で魅力ある村づくりを支援します。

村づくり交付金では、農村生活環境の他にも、山村居住環境、漁村生活環境を総合的に整備することができます。



※ 対象工種のイメージ

### (2) 支援の内容

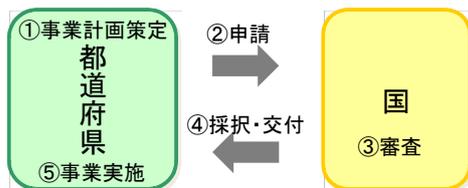
農業生産基盤と生活環境の総合的な整備に対して、事業費の50%を国が補助します。

### (3) 条件

- ・ 都道府県、市町村等が作成する農村の総合的な振興に関する計画が策定されていること。
- ・ 農業生産基盤と生活環境の総合的な整備であること。
- ・ 総事業費が2億円以上であること。

### (4) 手続の流れ

- ・ 農村振興総合整備事業（事業実施主体は都道府県）



- ・ 村づくり交付金（事業実施主体は市町村、土地改良区等）



※ 事業実施主体が市町村の場合

### (5) お問い合わせ先

農林水産省等

農政局整備部地域整備課、沖縄総合事務局農林水産部土地改良課  
農林水産省農村振興局農村整備官

関係機関

都道府県、市町村

## 支援交付金 (森林整備地域活動支援交付金)

### (1) 事業内容

施業の集約化や間伐などの施業を実施しようとする方に対して、それらの実施に必要な「地域活動」に要する経費を助成します。

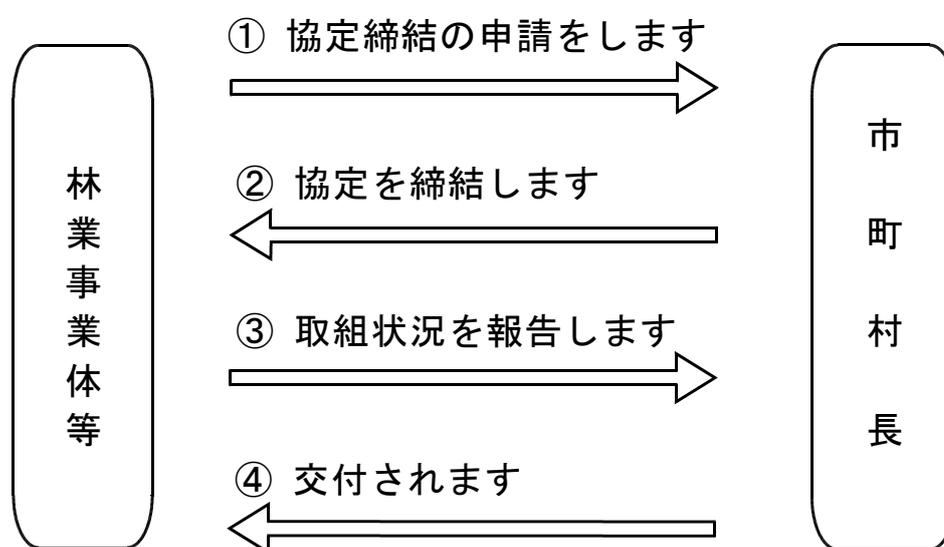
### (2) 支援の内容

集約化に必要な森林調査や施業の実施に必要な歩道の整備などの「地域活動」を実施すると、取組内容に応じて1ha当たり1万5千円または5千円の交付金を受け取れます。

### (3) 条件

- ①森林調査の場合は調査を実施する方であること。
- ②歩道の整備などの場合は森林施業計画を作成した方であること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関  
市町村

農林水産省  
林野庁林政部企画課

## 公庫資金の借換のための低利融資 (林業基盤整備資金 (利用間伐推進))

### (1) 事業内容

利用間伐 (収入の伴う間伐) をする場合に、現在借りている公庫資金を借り換えることができます。

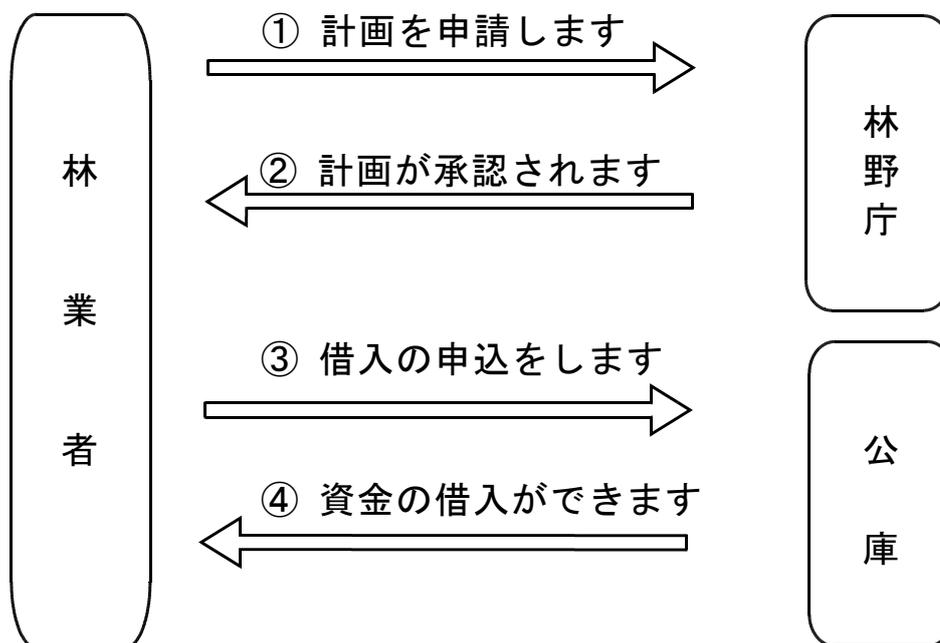
### (2) 支援の内容

利率1.8% (平成20年10月21日現在) で、返済期間は最長20年 (うち据置期間は最長20年) です。

### (3) 条件

- ①利用間伐量が5年間で20%増加すること
- ②長期収支が黒字であること

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

(株) 日本政策金融公庫の各支店

農林水産省

林野庁林政部企画課

## 間伐を行うための超低利融資 (森林整備活性化資金)

### (1) 事業内容

大規模に森林の間伐等を行う方に対して、公庫の有利子資金と無利子資金を同時にお貸しし、超低利化します。

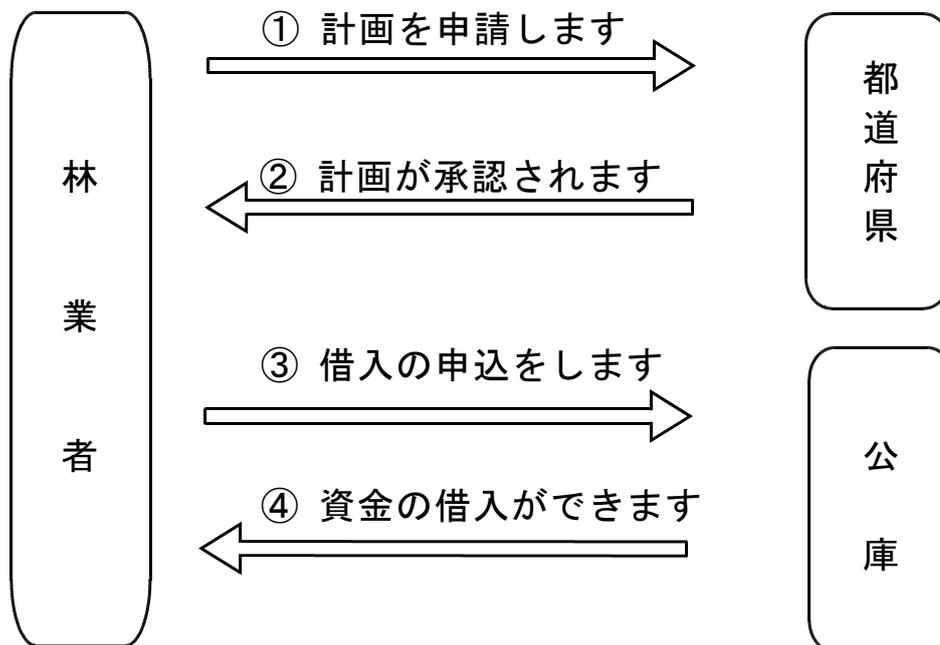
### (2) 支援の内容

通常、利率1.8%でお貸しするところを、0.08%~0.71%でお貸しすることができます。(※利率は平成20年10月21日現在)

### (3) 条件

- ①林業経営改善計画の認定
- ②森林整備合理化計画(500ha以上の面積)の認定

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

(株) 日本政策金融公庫の各支店

農林水産省

林野庁林政部企画課

## 森林を取得するための低利融資 (林業経営育成資金 (森林取得))

### (1) 事業内容

森林又は立木を取得して林業経営をしようとする場合に、公庫が長期で低利の資金をお貸しします。

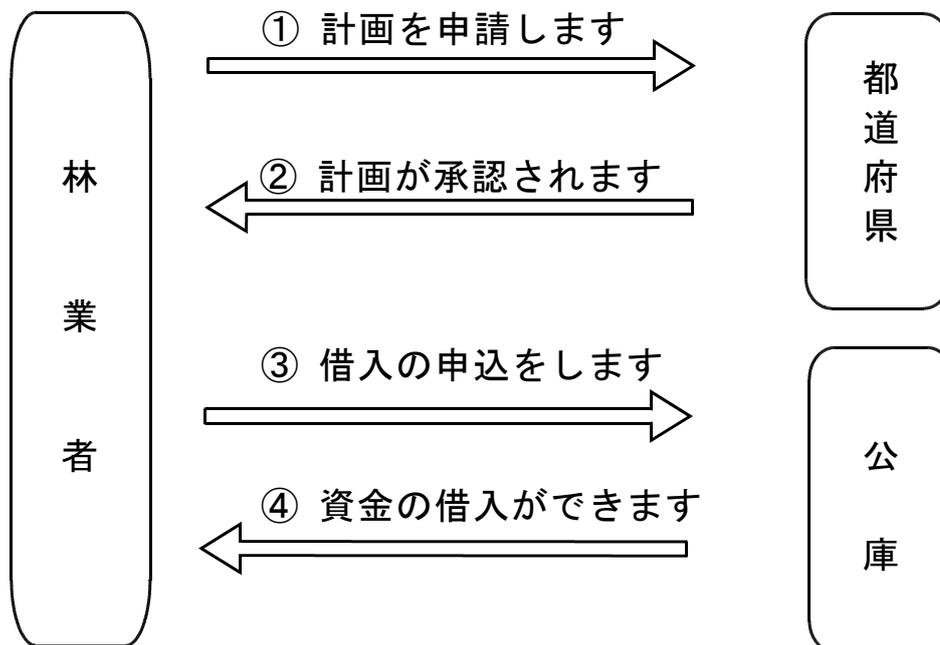
### (2) 支援の内容

利率1.8% (平成20年10月21日現在) で、返済期間は最長35年 (うち据置期間最長25年) です。

### (3) 条件

- ① 林業経営改善計画の認定 (一定規模の森林所有でも可です)
- ② 林業経営改善推進計画又は単独融資事業実施計画の認定

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

(株) 日本政策金融公庫の各支店

農林水産省

林野庁林政部企画課

## 林業機械・設備を取得するための低利融資 (林業構造改善事業推進資金)

### (1) 事業内容

素材生産から林産物の処理加工・流通まで幅広い分野の林業関係の高性能林業機械や木材乾燥機などの施設を導入する際に、公庫が長期で低利の資金をお貸しします。

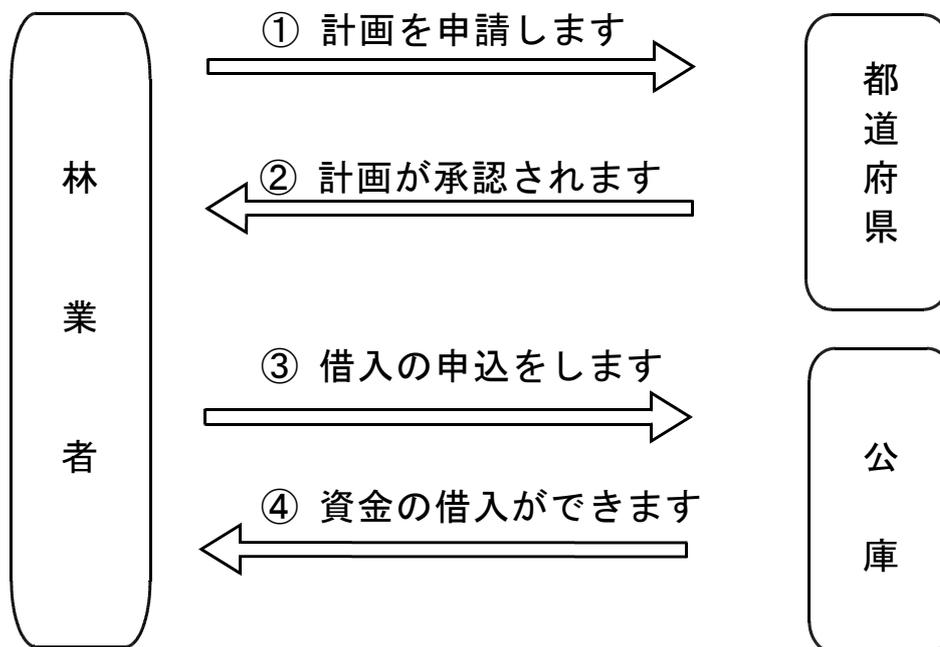
### (2) 支援の内容

利率1.8～2.95%（平成20年10月21日現在）で、返済期間は最長20年（うち据置期間最長3年）です。

### (3) 条件

森林・林業・木材産業づくり交付金の一部事業等が対象です。交付金をご利用しない場合は、単独融資事業実施計画の認定が必要です。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

(株) 日本政策金融公庫の各支店

農林水産省

林野庁林政部企画課

## 原油高騰に対応した運転資金への利子補給 (農林漁業セーフティネット資金利子補給事業)

### (1) 事業内容

燃油等の高騰により経営が悪化した方で、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金を借りた方に利子補給を行います。

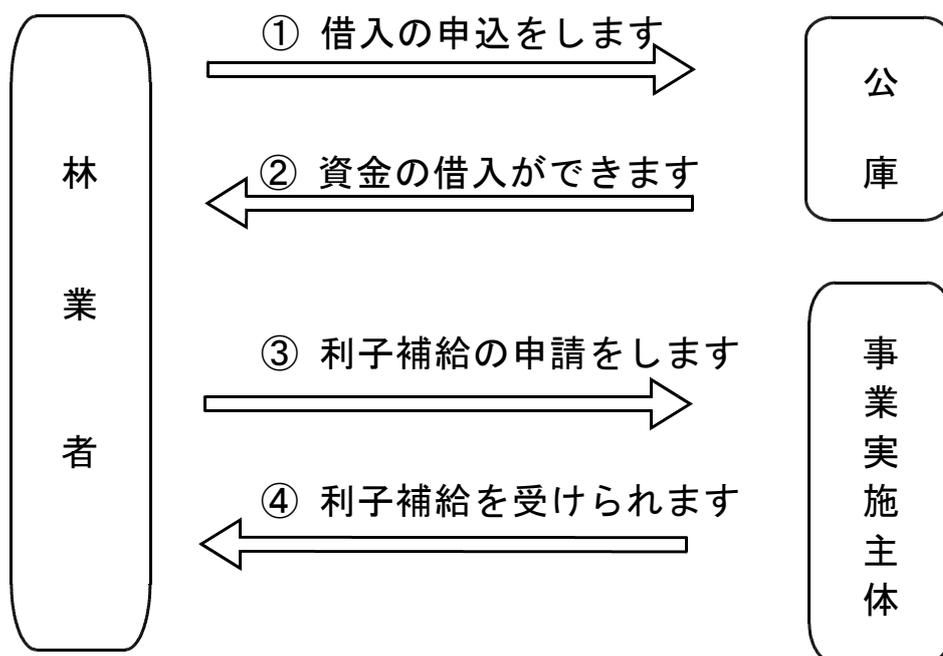
### (2) 支援の内容

最大2%金利を引き下げます。現在の利率が1.45%（平成20年10月21日現在）ですので、実質無利子となります。返済期間は最長10年です。

### (3) 条件

- ① 林業経営改善計画の認定
- ② 省エネ技術・設備の導入等コスト低減に取り組んでいること

### (4) 手続きの流れ



※ ③、④の手続きについては、予定です。

### (5) お問い合わせ先

関係機関

(株) 日本政策金融公庫の各支店

農林水産省

林野庁林政部企画課

## 経営改善等のための無利子融資 (林業・木材産業改善資金造成費)

### (1) 事業内容

新しい事業を始める、機材や設備を充実させる、働く環境を整えるなどの取組みを行う方に対して、必要な資金を無利子でお貸しします

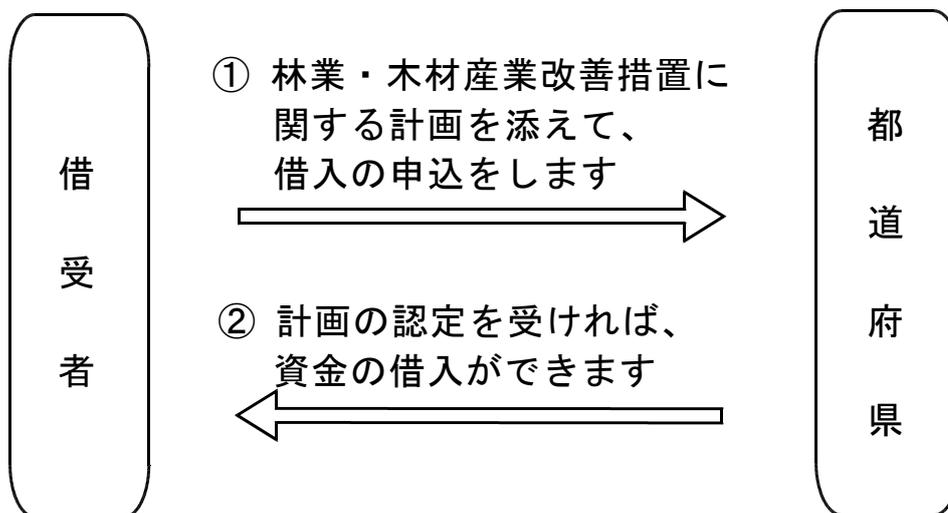
### (2) 支援の内容

林業の場合は1,500～5,000万円、木材産業の場合は1億円までお貸しします。返済期間は最長10年（据置期間は最長3年）です。

### (3) 条件（①又は②の条件を満たす方が対象）

- ① 森林組合、素材生産業者、林業経営者などの林業事業体であること。
- ② 木材製造業、木材卸売業、木材市場業を営んでいること。

### (4) 手続きの流れ



※ なお、(独)農林漁業信用基金による100%の債務保証付きの民間融資機関を通じた融資も受けられます。

### (5) お問い合わせ先

関係機関  
都道府県

農林水産省  
林野庁林政部企画課

## 運転資金が必要な方への低利融資 (木材産業等高度化推進資金)

### (1) 事業内容

造林・間伐から素材生産、製材・加工、原木・製品市場まで、様々な事業に必要な運転資金を低利でお貸しします。

### (2) 支援の内容

造林、素材生産、素材・木材製品の引取・輸送、加工（作業労賃含む）等に必要な運転資金をお貸しします。

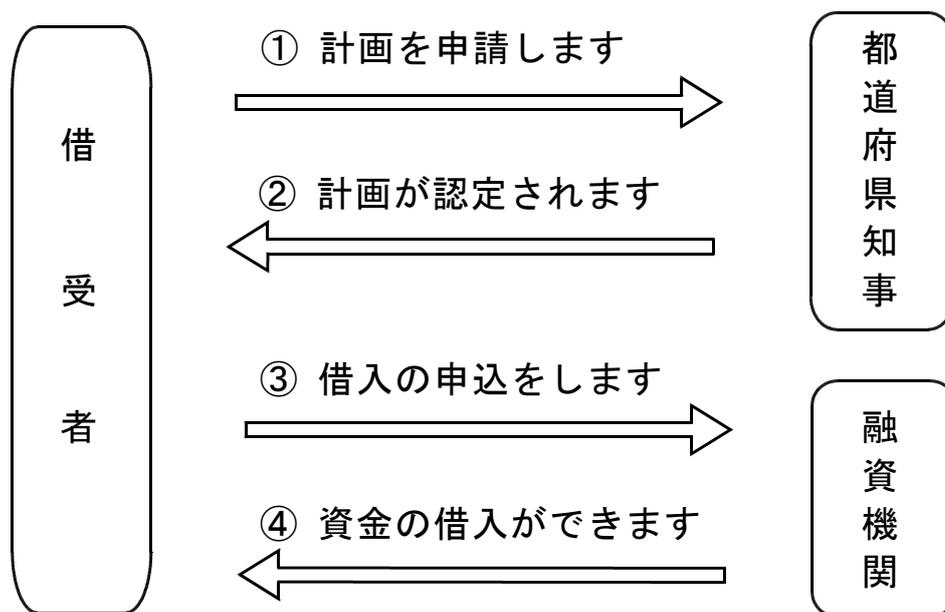
利率は、短期貸付（1年以内）で1.70%～2.00%です。

(※利率は平成20年4月1日現在)

### (3) 条件

都道府県知事による合理化計画・林業経営改善計画の認定

### (4) 手続きの流れ



※ なお、借入に当たっては、(独)農林漁業信用基金の債務保証を利用できます。詳しくは(独)農林漁業信用基金にご相談ください。(03-3294-5581(代))

### (5) お問い合わせ先

関係機関  
都道府県

農林水産省  
林野庁林政部企画課

## 木材関連業者への利子助成 (木材産業体質強化促進事業)

### (1) 事業内容

製材用機械などの設備を導入する木材関連業者に対して、その資金を金融機関から借り入れる際に必要な利子の一部を助成します。

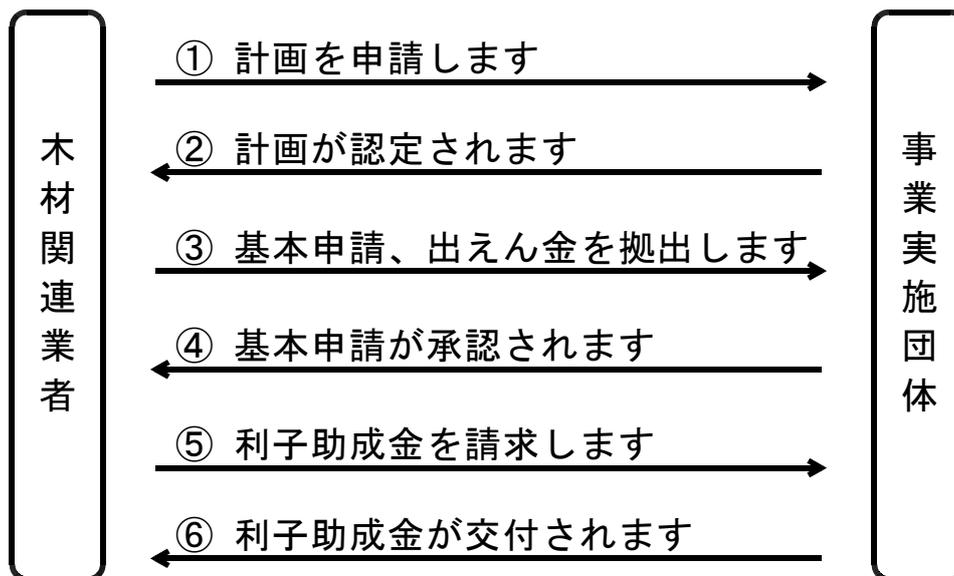
### (2) 支援の内容

借入金の利子の一部が助成されます（最高3%まで）。

### (3) 条件

製材業、木材チップ業、合板製造業などの木材関連業者であること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関（平成20年度）

都道府県木協連等、全国木材協同組合連合会

農林水産省

林野庁林政部木材産業課

## 木材産業リース事業 (木材供給高度化設備リース促進事業)

### (1) 事業内容

製材工場などでリースによって製材機や木材乾燥機などの機械設備を導入する場合に、そのリース料の一部を助成します。

### (2) 支援の内容

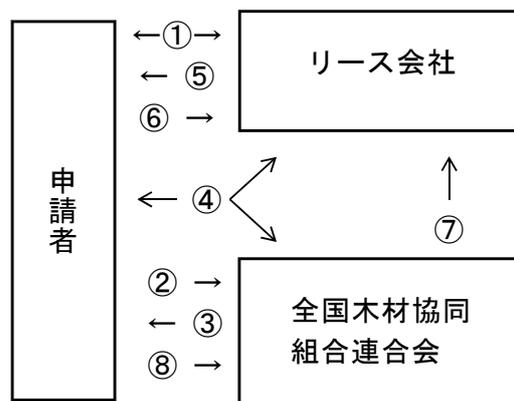
リース料のおおむね8～12%が助成されます。(機械の種類や価格、助成期間、リース契約時の金利などのによって異なります。)

### (3) 条件

- ①対象者：一般製材業、プレカット加工業、集成材製造業、合板製造業、木材チップ製造業、素材生産業、木材市場等木材販売業、木造建築工事業を営まれている方
- ②対象設備：高性能製材設備、大型木材乾燥設備、モルダー、グレーディングマシン、木くず焚きボイラー、集成材製造設備、プレカット加工設備、単板製造設備、木材チップ製造設備、木質ペレット製造設備など

### (4) 手続きの流れ

- ①リース会社とリース契約  
(事前に下記お問い合わせ先までご相談ください)
- ②リース料助成の申請
- ③リース料助成の決定
- ④申請者、全国木材協同組合連合会、リース会社の間で助成のための三者契約
- ⑤リース設備の導入
- ⑥助成額を差し引いたリース料の支払い
- ⑦助成金の支払い
- ⑧事業効果の報告(年1回)



### (5) お問い合わせ先

#### 関係機関

都道府県木材協同組合連合会、全国木材協同組合連合会都道府県

農林水産省

林野庁林政部木材産業課

## 木材利用及び木材産業体制の整備推進 (森林・林業・木材産業づくり交付金)

### (1) 事業内容

木材加工流通施設等の整備や木材・木質バイオマスの利用促進のために必要な費用の一部について支援を行います。

### (2) 支援の内容

木材加工流通施設整備や木質バイオマス利用施設整備の費用の1/3～1/2を国が補助します。

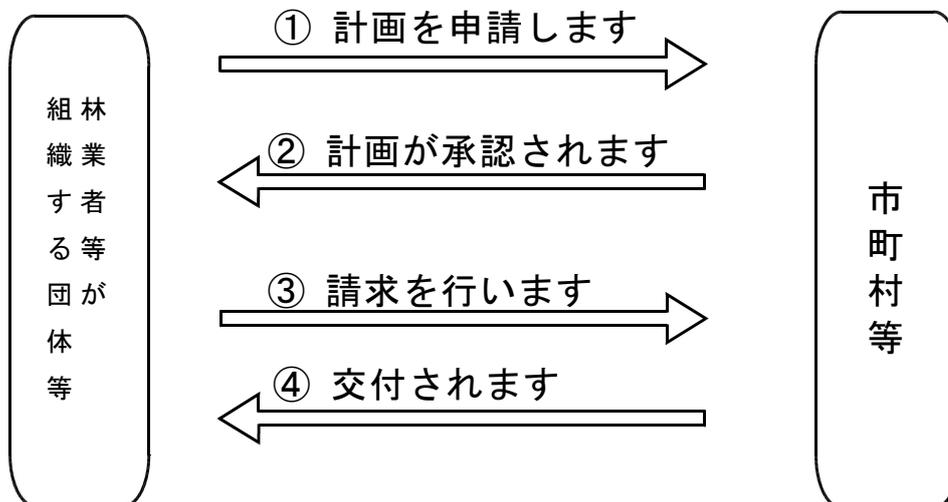
### (3) 条件

支援を受けるためには、

- ①事業の実施による受益者が5戸以上であること
- ②地域材利用量等の目標が各都道府県が定める目標数値以上又は数値の伸び率以上等であること
- ③木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、周辺地域への波及効果の高い施設であること

などの要件を満たすことが必要です（条件は整備を行う施設によって異なります）。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

市町村、都道府県

農林水産省

林野庁林政部木材産業課、木材利用課

## 未利用間伐材活用実践事業

(木質資源利用ニュービジネス創出事業のうち  
木質資源利用ニュービジネス創出モデル事業)

### (1) 事業内容

木質バイオマス利用者と原料供給者(森林組合等)が協力し、原料の収集・運搬コストを低減する実証的な取組等を支援します。

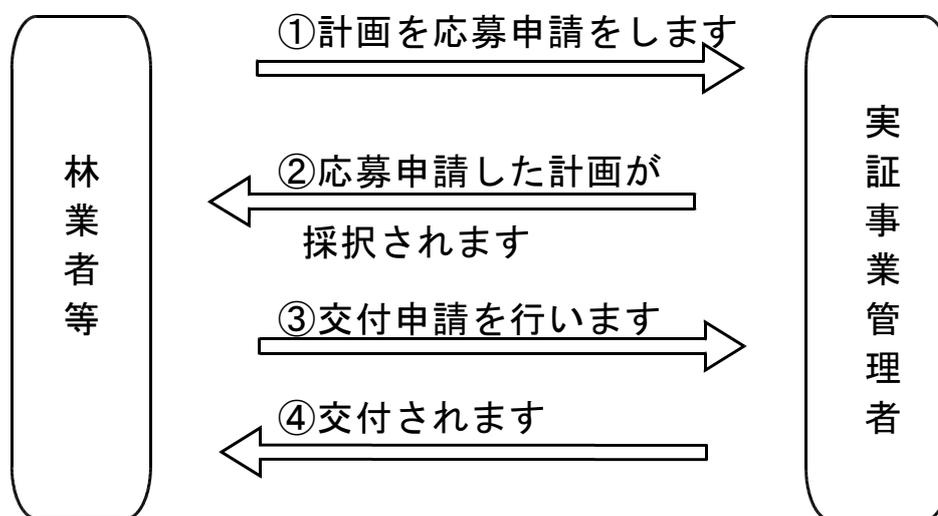
### (2) 支援の内容

実証に必要な人件費、旅費、機械借料、消耗品費などの経費の1/2を支援します。(目安事業規模：1事業当たり約4千万円程度)

### (3) 条件

資源としての木質バイオマスの安定的な需給協定を締結又は締結することが見込まれる原料供給者と木質バイオマス利用者の何れかの者が対象となります。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

全国木材協同組合連合会

農林水産省

林野庁林政部木材利用課

## 木質ペレットボイラー等改良事業 (木質資源利用ニュービジネス創出事業のうち 木質資源利用拡大技術高度化支援事業)

### (1) 事業内容

木質バイオマスボイラーやペレットストーブ等の低価格化や高性能化等のための試作品の製作、お試し調査、改良等に対し支援します。

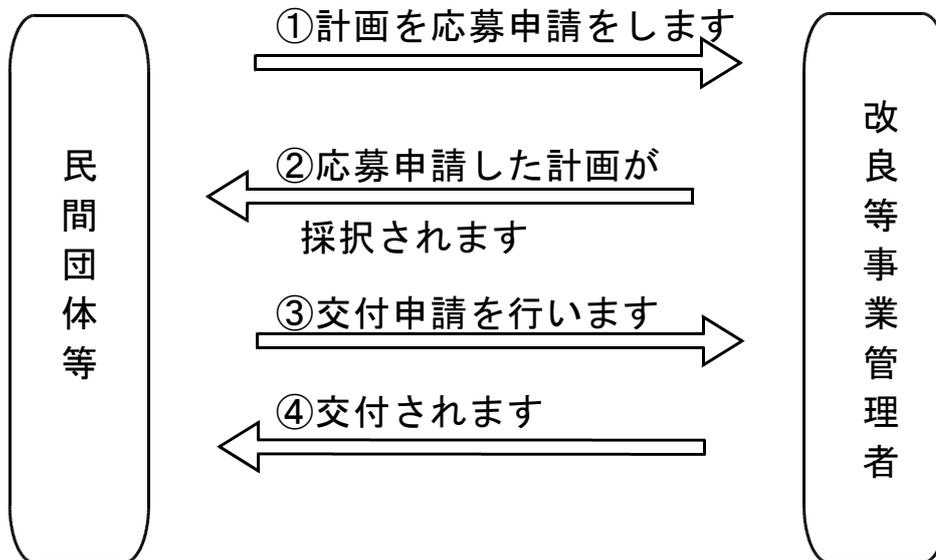
### (2) 支援の内容

機器の製作や調査等に係る人件費、旅費、材料費、消耗品費などの経費の1/2を支援します(1事業当たり約3百万円程度の事業規模を想定しています)。

### (3) 条件

ボイラーやストーブ等を製造する民間団体等が対象となります。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

(株)森のエネルギー研究所

農林水産省

林野庁林政部木材利用課

## 緑の雇用 (緑の雇用担い手対策事業)

### (1) 事業内容

新たに林業に就業した方に対して、林業就業に必要な技術・技能を習得するための研修を行います。

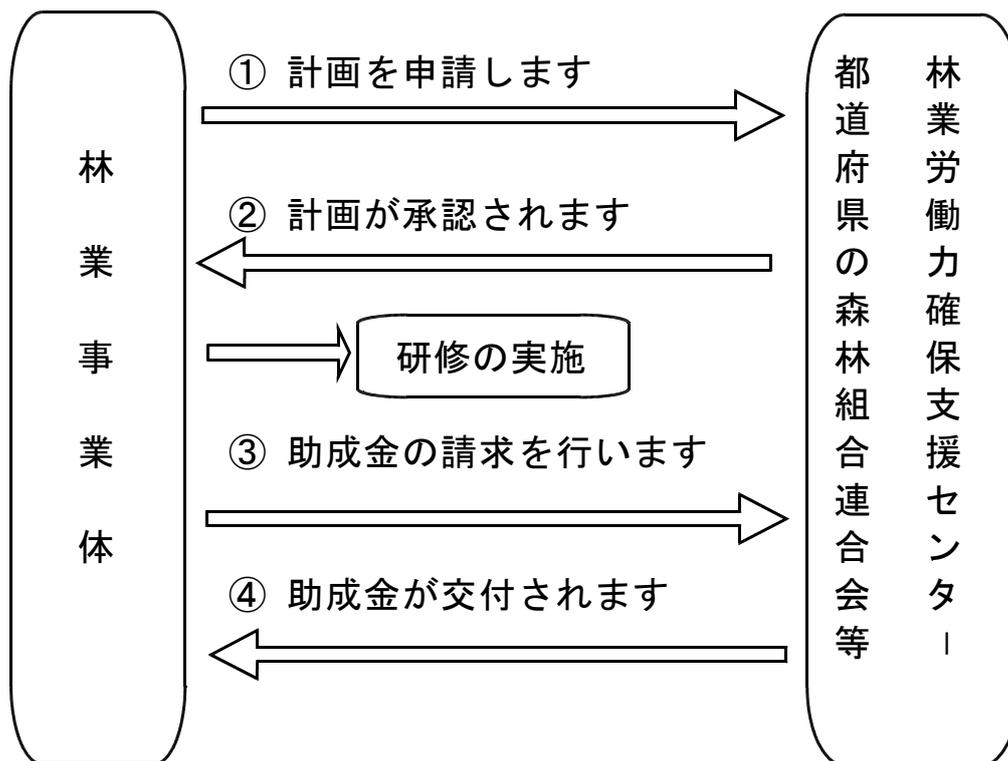
### (2) 支援の内容

林業就業に必要な技術・技能を習得するための経費（月額9万円／人）のほか、指導費、使用機械の経費などを助成します。

### (3) 条件

研修生を雇用する林業事業体に対して助成。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

都道府県林業労働力確保支援センター  
都道府県森林組合連合会 等

農林水産省等

林野庁林政部経営課

## 施業集約化事業 (施業集約化・供給情報集積事業)

### (1) 事業内容

間伐等の作業を取りまとめる施業集約化の活動、集約化を行う際に必要なノウハウ(施業提案)習得のための研修への参加等を支援します。

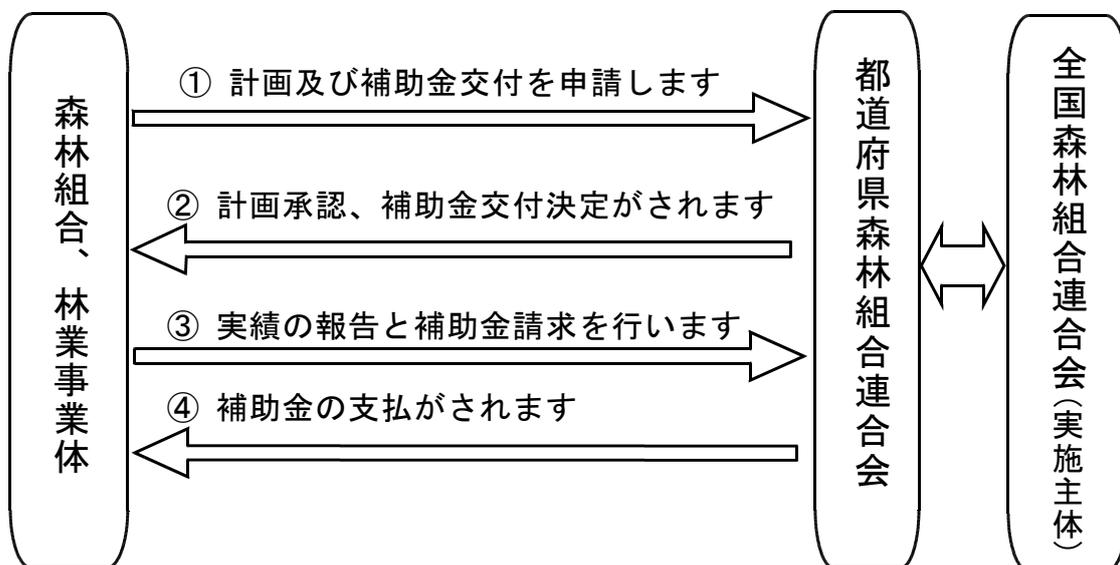
### (2) 支援の内容

集約化に必要な森林現況調査の費用、研修参加費(受講料、旅費等)等が補助されます(1/2以内)。

### (3) 条件

施業集約化の活動の支援については、森林組合、民間林業事業体で一定の要件(例えば年間素材生産量5,000m<sup>3</sup>以上の実績又は計画等)を有していることが必要です。また、研修参加の支援については、意欲を有する森林組合、民間林業事業体であることが必要です。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

都道府県森林組合連合会、全国森林組合連合会

農林水産省

林野庁林政部経営課

## 林業就業促進資金

### (1) 事業内容

新たに林業に就業しようとする方に対して、その就業に必要な研修、就業の準備に必要な資金を無利子で貸し付けます。

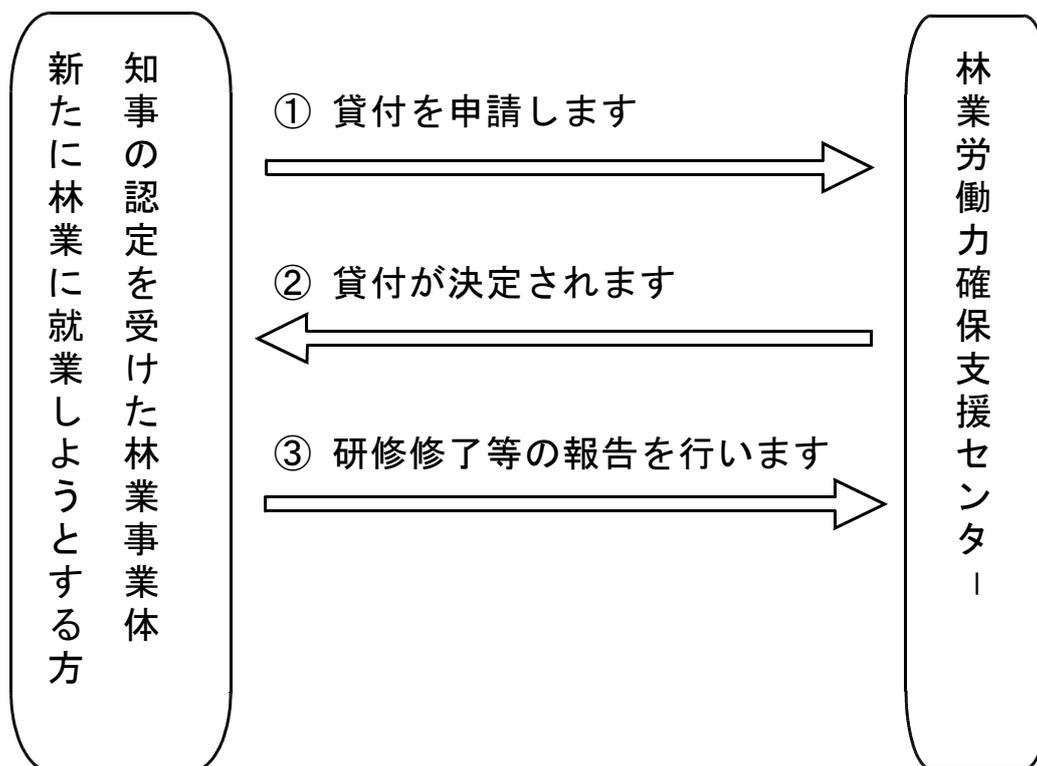
### (2) 支援の内容

貸付金の限度額は、研修に必要な資金の場合、月額4～15万円／人、就業の準備に必要な資金の場合、120～150万円／人。

### (3) 条件

新たに林業に就業しようとする方、都道府県知事の認定を受けた林業事業体。貸付資金の償還期間は、4年以内の据置期間を含む13年～20年以内。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

#### 関係機関

#### 都道府県林業労働力確保支援センター

(平成20年で貸付可能な都道府県：北海道、青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、熊本県、大分県、宮崎県)

#### 農林水産省等

#### 林野庁林政部経営課

## がんばれ！地域林業サポート事業

### (1) 事業内容

プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械のリースによる導入等を支援します。

### (2) 支援の内容

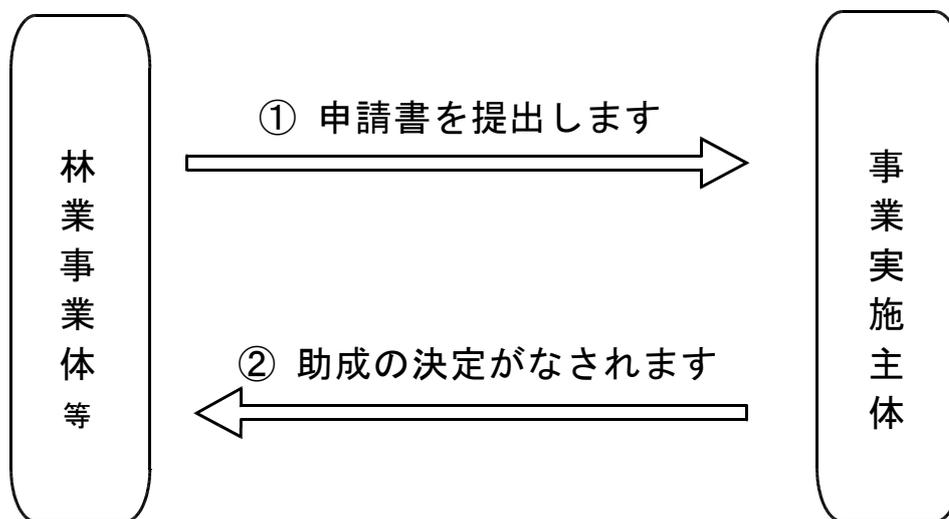
リース総額の8～12%程度を支援します。

### (3) 条件

支援を受けるためには、

- ①導入した機械で、低コストで安定的な国産材の供給に取り組むこと
  - ②利用間伐に積極的に取り組むこと
  - ③リース会社と3年以上の契約を結ぶこと
- などの要件を満たすことが必要です。

### (4) 手続きの流れ



(事業実施主体は、毎年公募で決定されます。)

### (5) お問い合わせ先

農林水産省等  
林野庁林政部経営課

## 望ましい林業構造の確立 (森林・林業・木材産業づくり交付金)

### (1) 事業内容

林業を営む方が高性能林業機械を導入したり、作業路を開設するために必要な費用の一部について支援を行います。

### (2) 支援の内容

- ・高性能林業機械の購入費用の1/3～4.5/10
- ・路網の開設費用の1/2 を国が補助します。

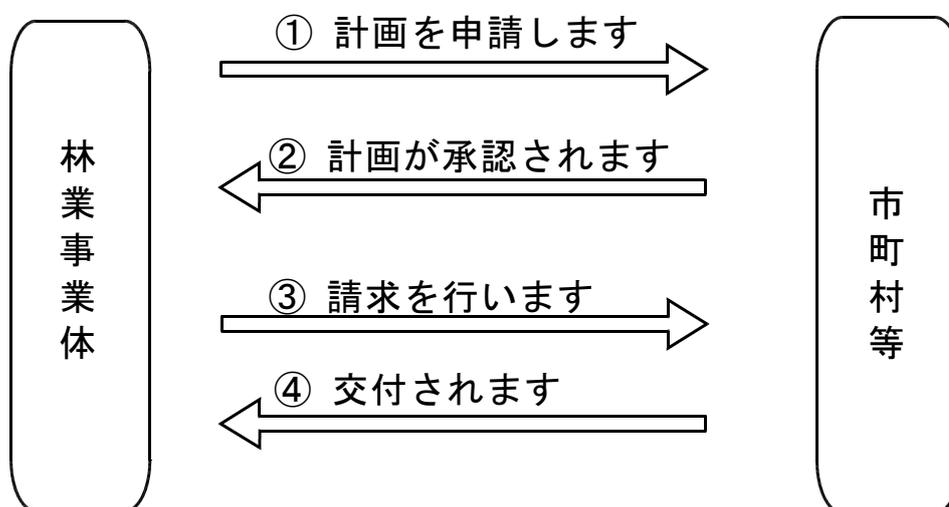
### (3) 条件

支援を受けるためには、

- ①事業の実施による受益者が5戸以上であること
- ②現在年間の事業量(素材生産量)が3,000m<sup>3</sup>以上であること
- ③事業開始後5年後までには、年間の事業量を5,000m<sup>3</sup>以上に増やすとともに、各都道府県が定める目標値の1.5倍以上の生産性を確保すること

などの要件を満たすことが必要です。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

市町村、都道府県

農林水産省等

林野庁林政部経営課

## 革新的取組事業 (革新的施業技術等取組支援事業)

### (1) 事業内容

森林整備や人工林材の生産流通の抜本的なコストダウンにつながる  
と認められる施業技術や事業手法の取組について支援します。

### (2) 支援の内容

森林整備の取組は、600万円を限度に、事業を実施するために必要な  
経費（機械レンタル料は、1／2以内）を助成します。

生産流通の取組は、3,000万円を限度に、調査及び事業を実施するた  
めに必要な経費（事業実施の経費は、1／2以内）を助成します。

### (3) 条件

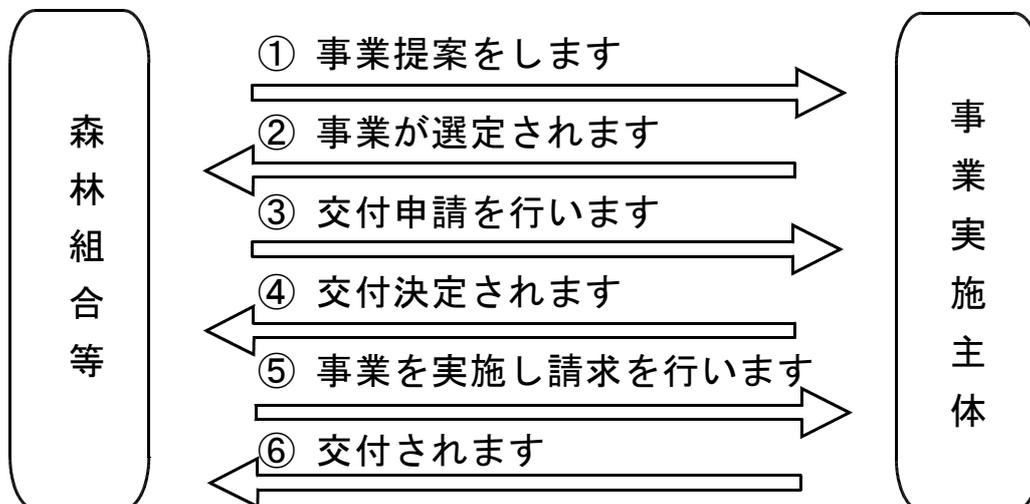
#### ① 事業実施の地域

全国11カ所の新生産システムモデル地域内であること。

#### ② 応募対象者

森林整備の取組は、各モデル地域内の森林組合、造林・素材生  
産業者、森林所有者等です。また、生産流通の取組は、新生産シ  
ステムに参加している事業者等です。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関（平成20年度）

森林整備の取組：全国森林組合連合会

生産流通の取組：日本林業技士会

農林水産省

林野庁森林整備部計画課

林野庁森林整備部整備課

## 山村再生プラン (山村再生総合対策事業)

### (1) 事業内容

山村特有の資源を活用した「魅力ある山村づくり」を支援します。

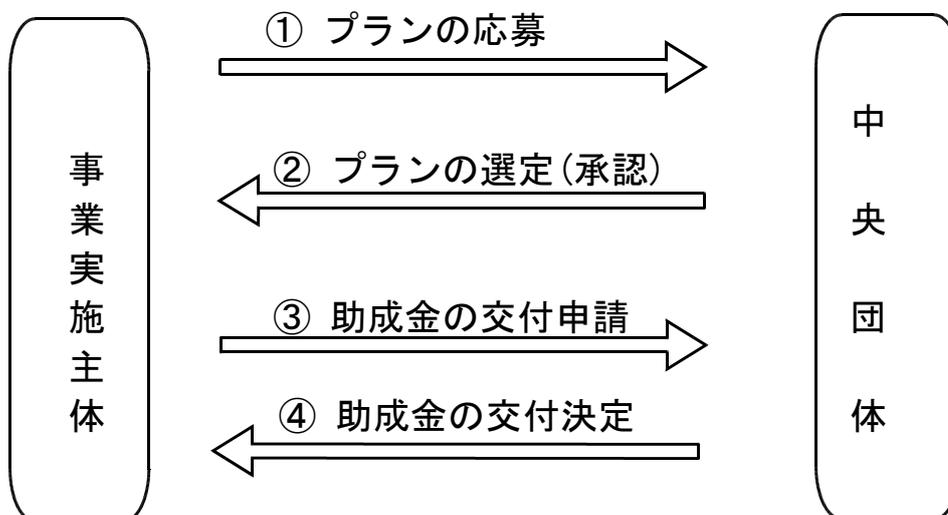
### (2) 支援の内容

魅力ある山村づくりのための計画の作成や試作品づくり、評価に必要な活動経費の一部を助成します(計画の作成は200万円まで、それ以外は経費の1/2以内)。

### (3) 条件

- ① NPO法人、任意団体、森林組合、企業など(個人は除く。)
- ② 関係する地方公共団体から事業実施に対する同意が得られること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関(平成20年度)  
(財)都市農山漁村交流活性化機構

農林水産省  
林野庁森林整備部計画課

## 森林国営保険 (森林国営保険)

### (1) 事業内容

山火事、台風や大雪等の気象災害、火山の噴火によって森林に損害が発生したときに保険金を支払う政府直営の保険です。

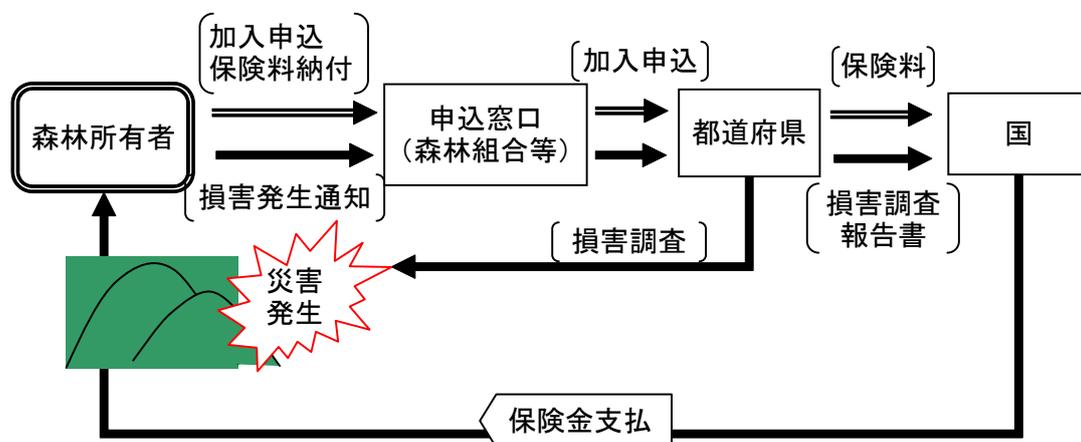
### (2) 支援の内容

保険に加入している森林が、災害によって損害が発生した場合に、契約時に設定した保険金額と損害の程度に応じて保険金を支払います。

### (3) 条件

- ①被保険者(保険金を受け取る方)は、森林所有者に限られています。
- ②保険に加入できる森林は、人工的に生立させたものに限られています。
- ③保険金支払の対象となる災害は、火災、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、噴火災に限られています。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

#### 関係機関

森林組合、都道府県森林組合連合会、市町村

#### 農林水産省

林野庁森林整備部研究・保全課

## 後継者確保活動支援事業 (林業後継者活動支援事業)

### (1) 事業内容

地域の林業グループが行う次代の林業を担う青少年等に対する就業体験、技術研修、体験学習等を通じた後継者確保活動を支援します。

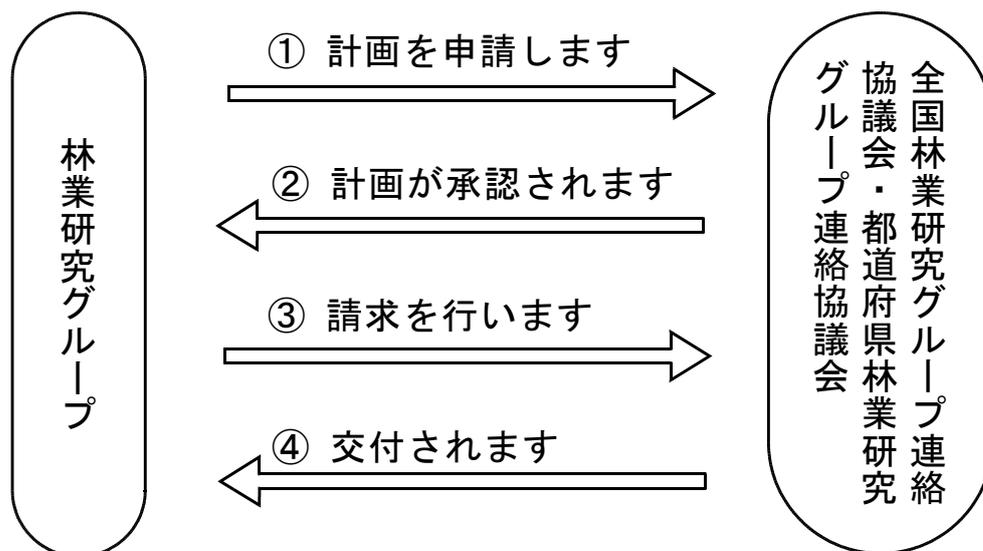
### (2) 支援の内容

現地活動費が助成されます（定額）。

### (3) 条件

全国林業研究グループ連絡協議会または都道府県林業研究グループ連絡協議会に加入している林業研究グループであること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

#### 関係機関

全国林業研究グループ連絡協議会、都道府県林業研究グループ連絡協議会

#### 農林水産省

林野庁森林整備部研究・保全課

## 森林整備推進活動支援事業 (吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業)

### (1) 事業内容

地域の林業グループが行う他の森林所有者への施業実施の働きかけ、林況調査、研修等の森林整備推進活動を支援します。

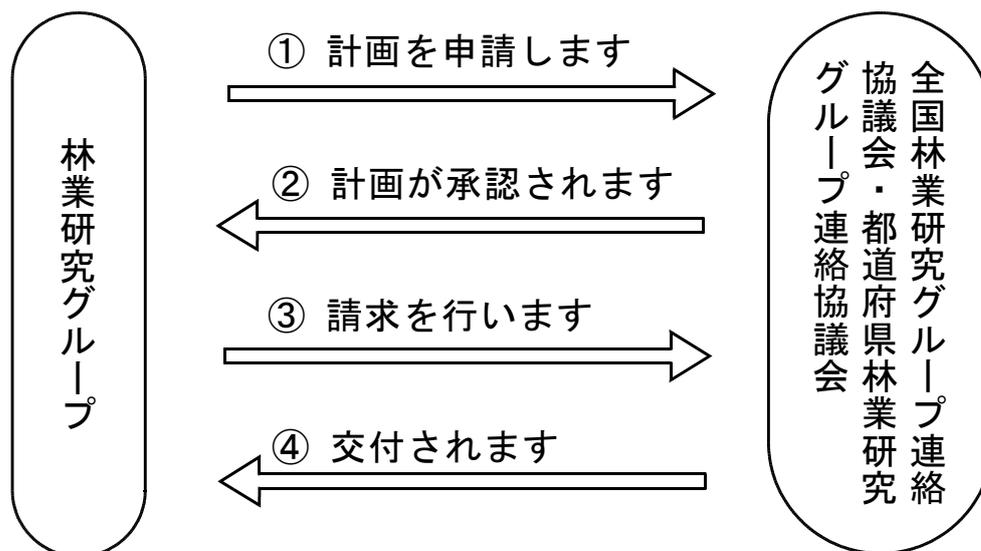
### (2) 支援の内容

現地活動費が助成されます（定額）。

### (3) 条件

全国林業研究グループ連絡協議会または都道府県林業研究グループ連絡協議会に加入している林業研究グループであること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

#### 関係機関

全国林業研究グループ連絡協議会、都道府県林業研究グループ連絡協議会

#### 農林水産省

林野庁森林整備部研究・保全課

## 花粉発生源対策協力金事業 (花粉の少ない森林づくり対策事業)

### (1) 事業内容

首都圏と京阪神のスギ林について、花粉の少ない森林への転換を行った森林所有者等に対して、協力金を交付します。

### (2) 支援の内容

スギ林を皆伐し、その跡地に少花粉スギや広葉樹を造林する場合には20万円/ha、針広混交林に誘導するために50%程度の抜き伐りを行う場合には10万円/haの協力金が受け取れます。

### (3) 条件

下記の市町村内のスギ林が対象となります。

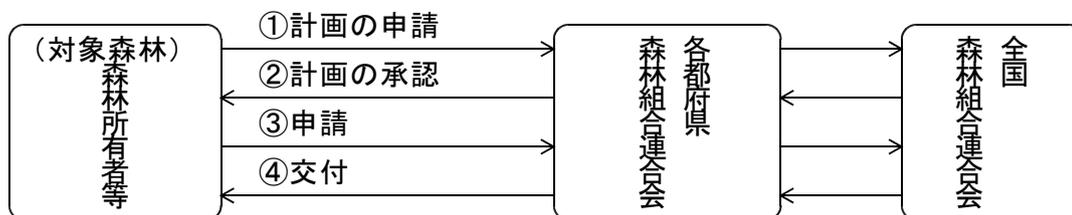
#### 【首都圏】

都道府県	市町村
茨城県	かすみがうら市
群馬県	藤岡市
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、毛呂山町、越生町、小川町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町
東京都	八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町
神奈川県	横浜市、鎌倉市、逗子市、相模原市、南足柄市、葉山町、藤野町
山梨県	上野原市、身延町、南部町
静岡県	浜松市、川根町、川根本町、森町

#### 【京阪神】

都道府県	市町村
福井県	福井市
京都府	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町
大阪府	池田市、高槻市、河内長野市、箕面市、島本町、豊能町、能勢町、千早赤坂村
兵庫県	姫路市、西脇市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可町、神河町、佐用町
奈良県	桜井市、五條市、御所市、明日香村、吉野町、下市町
和歌山県	橋本市、紀の川市、紀美野町、かつらぎ町、有田川町
鳥取県	智頭町
岡山県	津山市、奈義町

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

森林組合、都府県森林組合連合会、全国森林組合連合会

農林水産省

林野庁森林整備部研究・保全課

## 森林ボランティア活動支援事業 (地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推事業)

### (1) 事業内容

都市住民等による花粉症対策のための森づくりなど、多くの方の関心を引くような森林ボランティア活動を支援します。

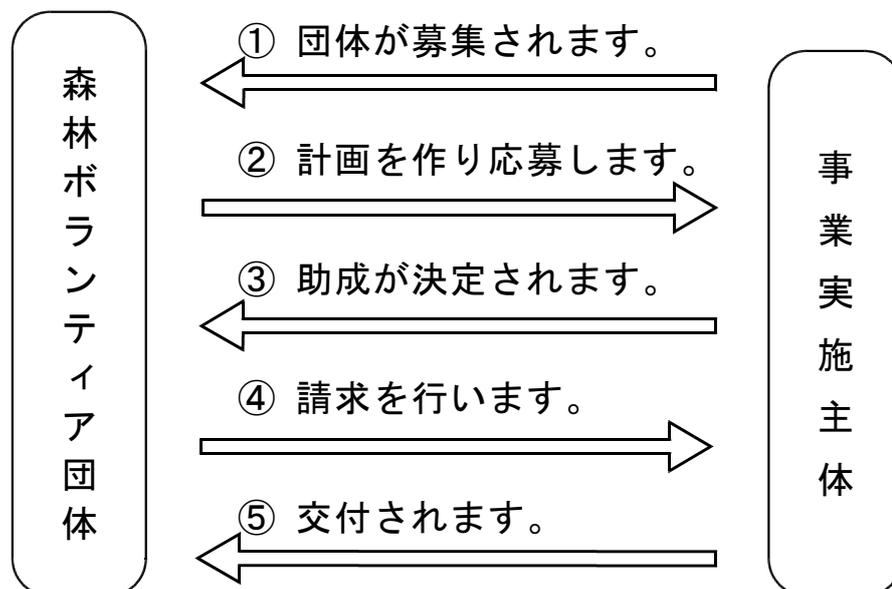
### (2) 支援の内容

参加者を募って行う植樹祭、会員や一般の方を対象とした間伐や歩道作成などの森づくり活動の経費が2分の1以内で助成されます。(限度額は30万円。)

### (3) 条件

非営利の民間団体であること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

関係機関

国土緑化推進機構

農林水産省

林野庁森林整備部研究・保全課

# [119]

## 未整備森林緊急公的整備導入モデル事業

(森林・林業・木材産業づくり交付金)

### (1) 事業内容

森林所有者による自主的な森林整備が進まない森林について、森林の特定や間伐等の森林整備を実施します。

### (2) 支援の内容

1ヘクタール当たり、25万円以内の定額で助成します。

### (3) 条件

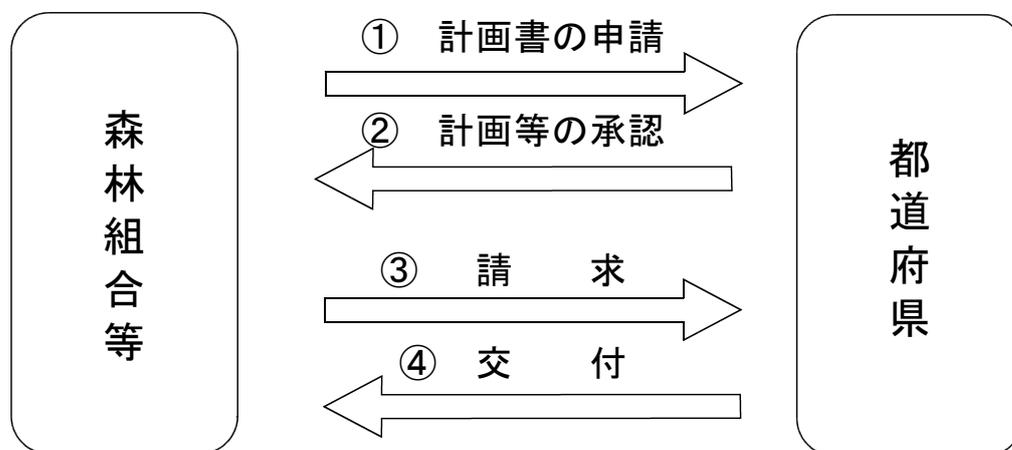
#### ① 事業主体

市町村、森林組合等

#### ② 面積

1施行地0.1ha以上

### (4) 手続き



### (5) お問い合わせ先

関係機関

都道府県

農林水産省

林野庁森林整備部整備課

## 間伐材の用途開拓 (山村再生総合対策事業)

### (1) 事業内容

間伐材製品の新規の用途開拓について支援を行います。

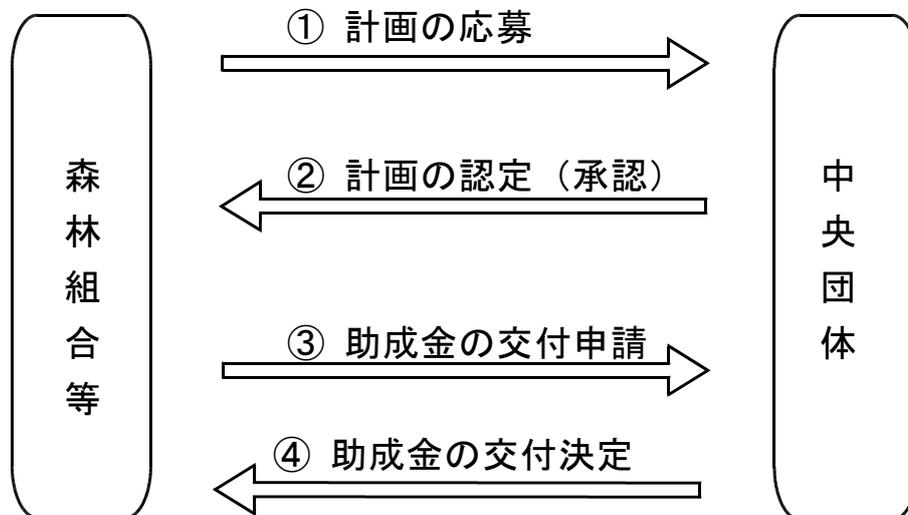
### (2) 支援の内容

間伐材を利用した試作品の製作や試作品のアンケート調査等に要する事業費の1/2を助成します。

### (3) 条件

森林組合、都道府県森林組合連合会、第3セクター等であること。

### (4) 手続き



### (5) 問い合わせ先 (平成20年度)

関係機関

全国森林組合連合会

農林水産省

林野庁森林整備部整備課

## 高齢級森林整備促進特別対策事業

### (1) 事業内容

間伐を実施しようとする事業者に対して、事業資金に係る利子助成と損失が発生した場合の補てん等を実施します。

### (2) 支援の内容

利子助成（上限3%以内）

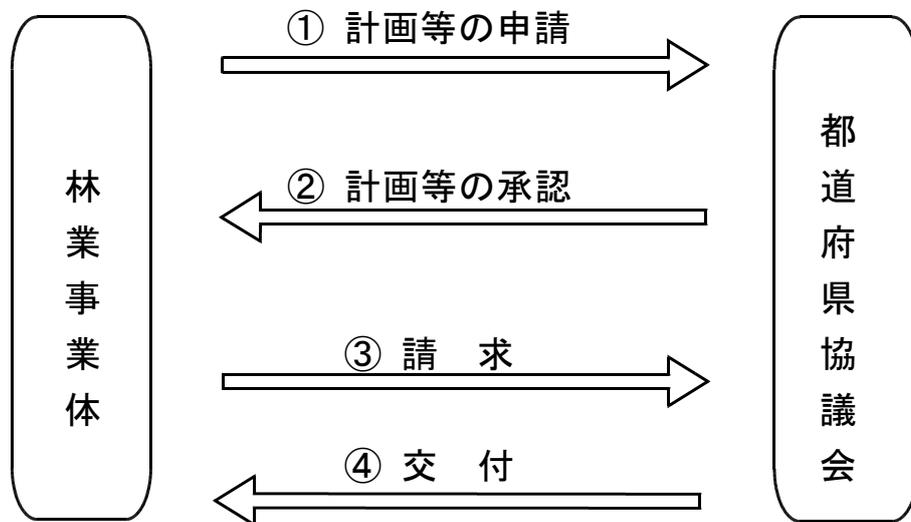
損失額の2/3を補てん（間伐経費の1/2以内）

### (3) 支援の条件

- ・ 事業主体

森林組合、素材生産業者、林業経営者等の林業事業体

### (4) 手続き



### (5) お問い合わせ先（平成20年度）

関係機関

全国森林組合連合会

農林水産省

林野庁森林整備部整備課

## 森林環境保全整備事業・森林居住環境整備事業

### (1) 事業内容

植付、下刈り、除・間伐、複層林の造成、作業道の開設、林道の整備などの森林整備を行います。

### (2) 支援の内容

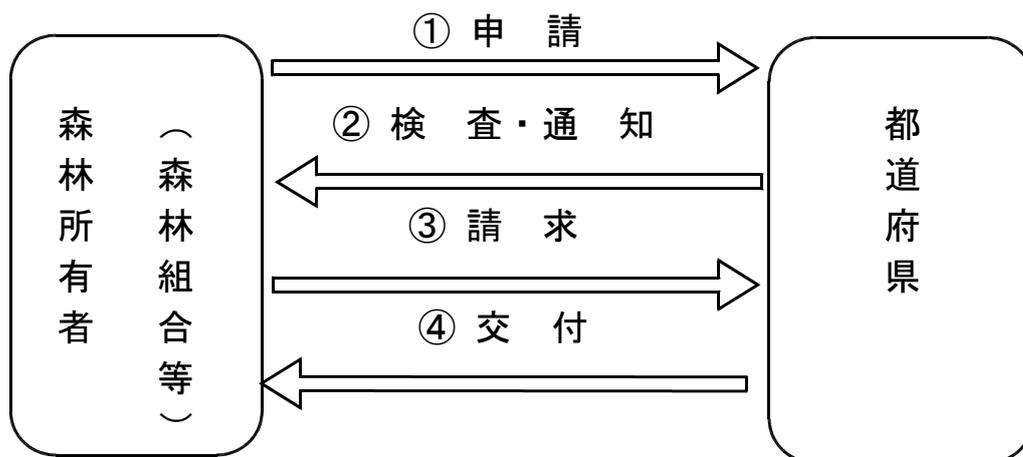
事業に要する経費について、一般的には、国が約5割補助します。

### (3) 条件

①事業主体 森林所有者、森林組合等

②面積 1施行地0.1ha以上、1事業主体4ha/年（個人の場合は0.5ha/年）以上 等

### (4) 手続き



### (5) お問い合わせ先

関係機関

都道府県

農林水産省

林野庁森林整備部整備課

注：林道の整備については、事業主体が都道府県、市町村、森林組合等であるなど上記と異なりますので、詳しくは各都道府県の森林整備担当部局へお問い合わせください。

## 美しい森林づくり基盤整備交付金

### (1) 事業内容

植付、間伐、作業道の開設、林道の整備などの森林整備を行います。

### (2) 支援の内容

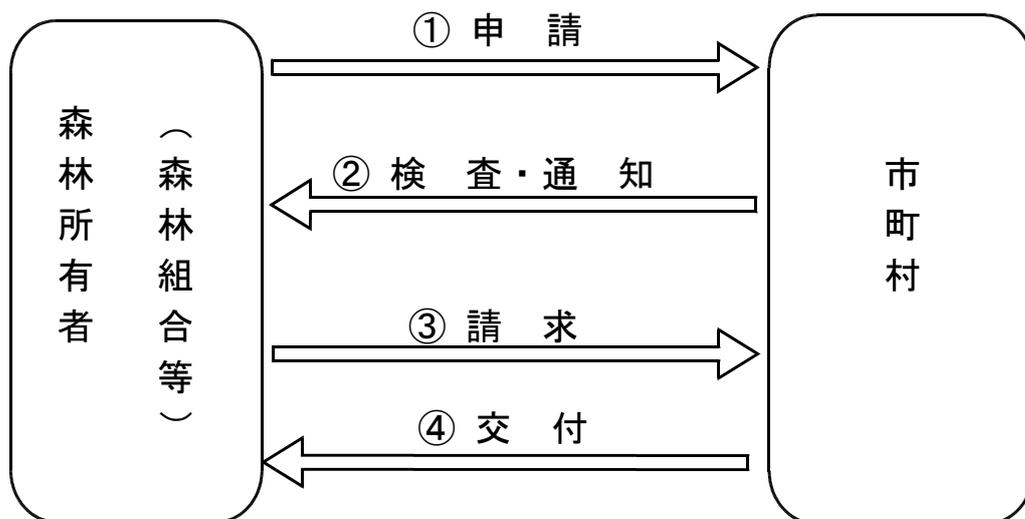
事業に要する経費について、国が5割を補助します。

### (3) 条件

#### ・事業主体

森林所有者、森林組合等の市町村の策定する促進計画における事業主体

### (4) 手続き



注：林道の整備の手続きについては上記と異なりますので、詳しくは各都道府県の森林整備担当部局へお問い合わせください。

### (5) お問い合わせ先

関係機関

市町村

農林水産省

林野庁森林整備部整備課

## 安全・安心の確保に向けた治山対策の推進 (治山事業 (公共))

### (1) 事業内容

大雨や地震などによる山崩れ等の復旧や予防のため、治山施設（治山ダム、土留工等）の整備等を行い、地域の安全・安心の確保を図ります。

### (2) 支援の内容

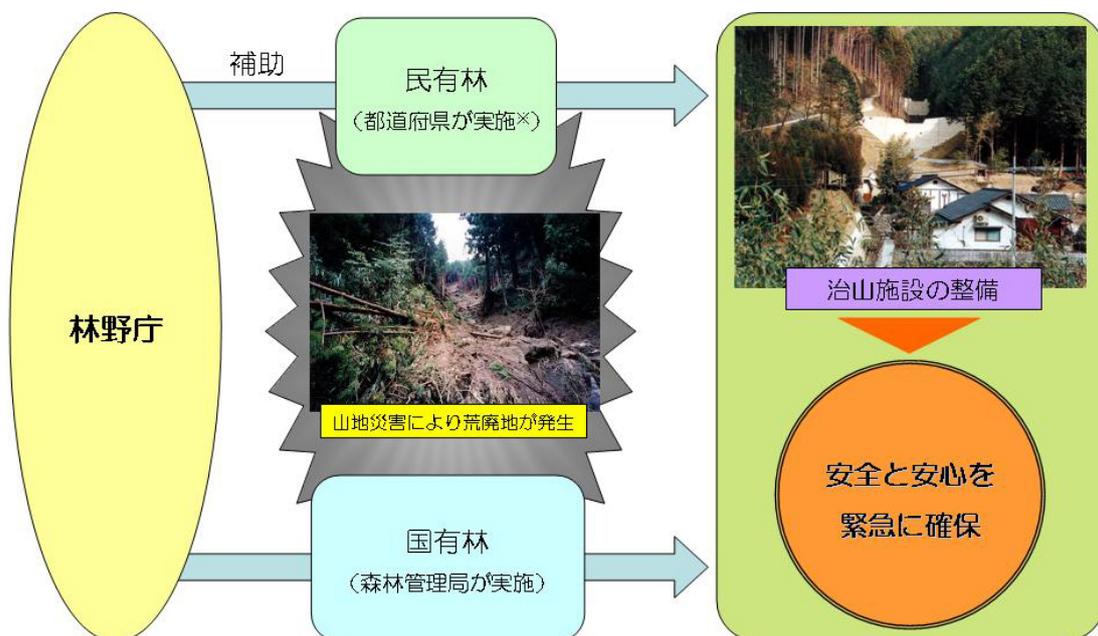
国や都道府県が、林地を保全するための治山施設（治山ダム、土留工等）や森林の整備を実施します。（森林所有者の負担はありません。）

### (3) 条件

- ① 天然現象により発生した崩壊地等であり、一定の保全対象（集落、学校、官公署等）があるもの。
- ② 保安林であること。

### (4) 手続きの流れ

民有林は都道府県、国有林は国（森林管理局）が治山施設の整備や森林の整備を実施します。



※ 大規模な災害復旧については国が実施

### (5) お問い合わせ先

農林水産省等

(民有林) 都道府県治山事業担当課
(国有林) 森林管理局治山課
林野庁治山課・業務課

# [156]

## 豊かな漁場を育む河川上流や漁場背後の森づくり (漁場保全の森づくり事業)

### (1) 事業内容

河口域に漁場が広がる河川の上流で森林の整備を行うことにより、漁場への土砂の流入の防止や栄養塩の供給が行われるようになります。

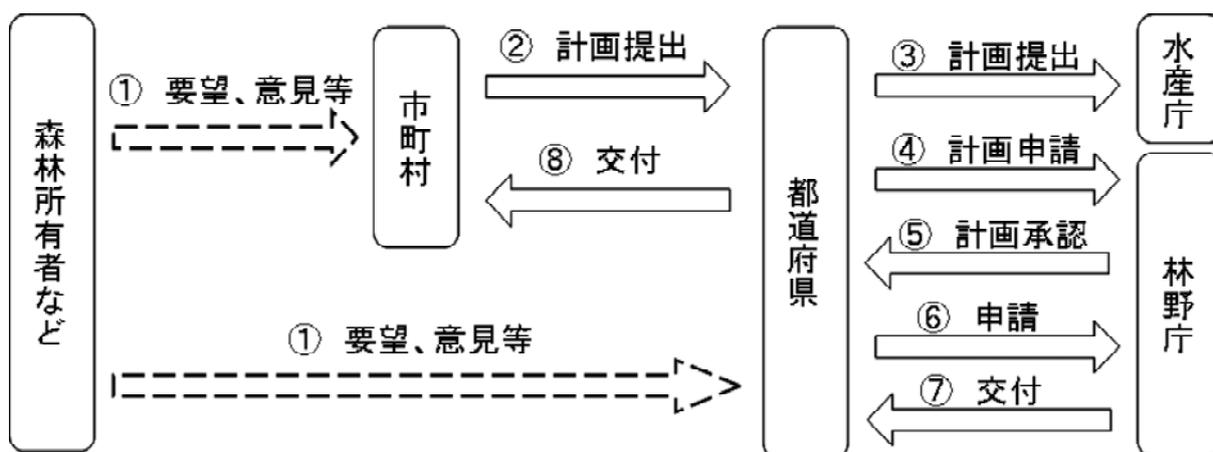
### (2) 支援の内容

都道府県、市町村及び森林組合等が実施する間伐や造林等の森林整備にかかる費用の3/10～1/2を補助します。

### (3) 条件

河川の上流域や漁場背後における、漁場への土砂の流入防止や栄養塩の供給が見込まれる森林であること。

### (4) 手続きの流れ



### (5) お問い合わせ先

農林水産省  
水産庁漁港漁場整備部計画課

### 関係機関

都道府県、市町村水産基盤整備事業担当課

## 農政局等のお問い合わせ先

	事業No.	部署		電話番号
東北農政局 (青森・岩手 宮城・秋田 山形・福島)	61, 62	企画調整室		022-263-1111(内線4259)
	1	生産経営流通部	農産課	022-221-6169
	55		経営支援課	022-221-6217
	8		食品課	022-221-6146
	64~66, 70~74	農村計画部	農村振興課	022-221-6246
	80	整備部	水利整備課	022-261-8305
	62, 88		地域整備課	022-221-6293
関東農政局 (茨城・栃木 群馬・埼玉 千葉・東京 神奈川・山梨 長野・静岡)	61, 62	企画調整室		048-740-0304
	1	生産経営流通部	農産課	048-740-0401
	55		経営支援課	048-740-0428
	8		食品課	048-740-0033
	64~66, 70~74	農村計画部	農村振興課	048-740-0494
	80	整備部	水利整備課	048-740-0045
	62, 88		地域整備課	048-740-0491
北陸農政局 (新潟・富山 石川・福井)	61, 62	企画調整室		076-232-4206
	1	生産経営流通部	農産課	076-232-4302
	55		経営支援課	076-232-4238
	8		食品課	076-232-4233
	64~66, 70~74	農村計画部	農村振興課	076-232-4531
	80	整備部	水利整備課	076-232-4724
	62, 88		地域整備課	076-232-4726
東海農政局 (岐阜・愛知 三重)	61, 62	企画調整室		052-223-4610
	1	生産経営流通部	農産課	052-223-4622
	55		経営支援課	052-223-4620
	8		食品課	052-223-4619
	64~66, 70~74	農村計画部	農村振興課	052-223-4630
	80	整備部	水利整備課	052-223-4637
	62, 88		地域整備課	052-223-4639

## 農政局等のお問い合わせ先

	事業No.	部署		電話番号
近畿農政局 (滋賀・京都 大阪・兵庫 奈良・和歌山)	61, 62	企画調整室		075-414-9036
	1	生産経営流通部	農産課	075-414-9021
	55		経営支援課	075-414-9055
	8		食品課	075-414-9025
	64~66, 70~74	農村計画部	農村振興課	075-414-9050
	80	整備部	水利整備課	075-414-9532
	62, 88		地域整備課	075-414-9553
中国四国農政局 (鳥取・島根 岡山・広島 山口・徳島 香川・愛媛 高知)	61, 62	企画調整室		086-224-4511(内線2128)
	1	生産経営流通部	農産課	086-224-4511(内線2412)
	55		経営支援課	086-224-4511(内線2471)
	8		食品課	086-224-4511(内線2151)
	64~66, 70~74	農村計画部	農村振興課	086-224-4511(内線2512)
	80	整備部	水利整備課	086-224-4511(内線2641)
	62, 88		地域整備課	086-224-4511 (内線2651、2677)
九州農政局 (福岡・佐賀 長崎・熊本 大分・宮崎 鹿児島)	61, 62	企画調整室		096-353-7333
	1	生産経営流通部	農産課	096-353-7606
	55		経営支援課	096-353-7371
	8		食品課	096-353-7366
	64~66, 70~74	農村計画部	農村振興課	096-353-7617
	80	整備部	水利整備課	096-353-7495
	62, 88		地域整備課	096-353-7527
沖縄総合事務局	1	農政課		098-866-1627
	55	経営課		098-866-1628
	64, 80, 88	土地改良課		098-866-1652
	8	食料流通課		098-866-1673

## 農林水産省のお問い合わせ先

事業 No.	事業の名称	担当部局
001	農林水産物等輸出促進対策	大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室(03-3502-3408)
008	国産農林水産物を活用した新商品開発 や販路拡大等の取組を支援	総合食料局食品産業企画課(03-6744-2063)
014	教育ファームの取組に対する支援	消費・安全局消費者情報官(03-5512-2292)
055	農林漁業セーフティネット資金	経営局金融調整課(03-6744-2165)
061	地域バイオマス利活用交付金	大臣官房環境バイオマス政策課(03-3502-8466)
062	バイオディーゼル燃料の導入促進	大臣官房環境バイオマス政策課(03-3502-8466) 農村振興局中山間地域振興課(03-3502-6338)
064	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	農村振興局都市農村交流課(03-3502-5948)
065	共生・対流等整備交付金	農村振興局都市農村交流課(03-3502-0030)
066	共生・対流等推進交付金	農村振興局都市農村交流課(03-3502-0030)
070	生産基盤及び施設の整備	農村振興局農村整備官(03-3501-0814)
071	生活環境施設の整備	農村振興局農村整備官(03-3501-0814)
072	地域間交流拠点の整備	農村振興局農村整備官(03-3501-0814)
073	地域資源の有効利用等のための施設整備等	農村振興局農村整備官(03-3501-0814)
074	農山漁村活性化対策推進交付金	農村振興局農村整備官(03-3501-0814)
080	水源林の整備を行う事業	農村振興局水資源課(03-3591-7073)
088	個性的で魅力ある村づくり	農村振興局農村整備官(03-6744-2209)
094	支援交付金	林野庁林政部企画課(03-3593-6115)
095	公庫資金の借換のための低利融資	林野庁林政部企画課(03-3502-8037)
096	間伐を行うための超低利融資	林野庁林政部企画課(03-3502-8037)
097	森林を取得するための低利融資	林野庁林政部企画課(03-3502-8037)
098	林業機械・設備を取得するための低利融資	林野庁林政部企画課(03-3502-8037)
099	原油高騰に対応した運転資金への利子補給	林野庁林政部企画課(03-3502-8037)
100	経営改善等のための無利子融資	林野庁林政部企画課(03-3502-8037)
101	運転資金が必要な方への低利融資	林野庁林政部企画課(03-3502-8037)
102	木材関連業者への利子助成	林野庁木材産業課(03-6744-2292)
103	木材産業リース事業	林野庁木材産業課(03-6744-2293)

事業 No.	事業の名称	担当部局
104	木材利用及び木材産業体制の整備推進	林野庁木材産業課、木材利用課(03-6744-2294, 2296)
105	未利用間伐材活用実践事業	林野庁木材利用課(03-6744-2297)
106	木質ペレットボイラー等改良事業	林野庁木材利用課(03-6744-2297)
107	緑の雇用	林野庁林政部経営課(03-3502-1629)
108	施業集約化事業	林野庁経営課(03-6744-2288)
109	林業就業促進資金	林野庁林政部経営課(03-3502-1629)
110	がんばれ！地域林業サポート事業	林野庁経営課(03-3502-8055)
111	望ましい林業構造の確立	林野庁経営課(03-3502-8055)
112	革新的取組事業	林野庁計画課(03-6744-2300) 林野庁整備課(03-3591-5893)
113	山村再生プラン	林野庁計画課(03-3502-0048)
114	森林国営保険	林野庁研究・保全課(03-3502-8244)
115	後継者確保活動支援事業	林野庁研究・保全課(03-3502-5721)
116	森林整備推進活動支援事業	林野庁研究・保全課(03-3502-5721)
117	花粉発生源対策協力金事業	林野庁研究・保全課(03-3501-3845)
118	森林ボランティア活動支援事業	林野庁研究・保全課(03-3502-8243)
119	未整備森林緊急公的整備導入モデル事業	林野庁整備課(03-3591-5893)
120	間伐材の用途開拓	林野庁整備課(03-3591-5893)
121	高齢級森林整備促進特別対策事業	林野庁整備課(03-3591-5893)
122	森林環境保全整備事業・森林住居環境整備事業	林野庁整備課(03-6744-2303)
123	美しい森林づくり基盤整備交付金	林野庁整備課(03-6744-2303)
124	安全・安心の確保に向けた治山対策の推進	林野庁治山課(03-6744-2308) 林野庁治山課(03-6744-2325)
156	豊かな漁場を育む河川上流や漁場背後の森づくり	水産庁漁港漁場整備部計画課(03-3502-8491)